

### 第 3 章 知的財産権 Q&A



<b>分類</b>	知的財産の複製・活用
<b>質問内容</b>	Q01 他人が作成した文章、写真、絵を使用するときに留意する点。
<b>回答</b>	<p>他人が作成した文章、写真、絵が著作物といえない限りは、原則としてその他人の承諾を得ることが必要である。また、写真に別途著作物が写っている場合は、その著作物の著作者の許諾も必要である。</p>
<b>対策</b>	<p>原則、作成者たる著作者の許諾を得ることが必要である。</p>
<b>解説</b>	<p>思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものを「著作物」という。具体的には、言語の著作物、音楽の著作物、舞踏、無言劇の著作物、美術の著作物、建築の著作物、地図、図形の著作物、映画の著作物、写真の著作物、プログラムの著作物などがある。質問の、他人が作成した文章は創作性があれば言語の著作物に、写真は写真の著作物に、絵は美術の著作物にそれぞれ該当する。</p> <p>ところで、著作権者は、その著作物を複製する権利を専有する。したがって、著作物について、著作者でない第三者が勝手にコピー等の複製をすることはできない。そこで、著作者でない第三者がコピー等の複製をして著作物を使用したい場合は、著作権者の許諾を得なければならない。</p> <p>このように、他人が作成した文章、写真、絵を「コピー」などして使用する場合は、原則として、その他人の許諾を得ることが必要である。また、他人の写真の被写体に独立した著作権が認められる場合は、その被写体の著作者の許諾も得る必要がある。なお、私的使用を目的とする一定の場合には許諾を得ることなく使用できる場合があるが、その要件は限定的なので、十分調査してから使用することが必要である。</p>
<b>関連法規</b>	<p>著作権法2条1項1号、10条1項1号、同項4号、同項8号、21条、30条。</p>
<b>事例・判例等</b>	<p>① 漫画は原作原稿の二次的著作物であるとして、原作者の権利を認めた事例（キャンディ・キャンディ事件、東京地判平成12年3月30日、判時1726号162頁）。</p> <p>② イルカの生態写真の著作権性を認めた事例（東京地判平成11年3月26日、判時1694号142頁）。</p>
<b>関連するQ&amp;A</b>	<p>Q02 文献データベースを作成するときに留意する点。</p>

<b>分類</b>	知的財産の複製・活用
<b>質問内容</b>	Q02 文献データベースを作成するときに留意する点。
<b>回答</b>	文献データベースを作成する場合、そこに収録しようとする個々の情報たる文献データ自体に著作物性が認められる場合は、その情報の著作者の承諾を得る必要がある。また、情報の選択又は体系的構成に著作物性が認められる既存のデータベースを利用する場合は、そのデータベースの著作者の承諾も得る必要がある。
<b>対策</b>	原則として、文献データ自体の著作者およびデータベースの一部を利用する場合はその著作者の承諾を得ておく必要がある。
<b>解説</b>	<p>さまざまな素材を集め、整理・編集したものを編集物といい、その素材の選択又は配列によって創作性を有するものは、編集著作物として保護されている。これと同様のものであるが、著作権法は、情報を電子計算機を用いて検索することがきるように体系的に構成したものをデータベースとし、特にデータベースの著作物の規定を設けている。</p> <p>データベースを作成する場合、個々のデータに著作物性が認められない場合は、そのデータを使用することに問題はないが、個々のデータにおいても、その表記の仕方等創作的な表現が認められるものを利用する場合は、その著作者の承諾を得ることが必要となる。また、既に作成されているデータベースを利用して新たなデータベースを作成するような場合は、その既存のデータベースが、情報の選択又は体系的な構成によって創作性を有し著作物性が認められる場合は、それを利用するときにはそのデータベースの著作者の承諾を得る必要がある。なお、データベースの一部を利用する場合でも、その利用する部分に上記の著作物性が認められ場合には、やはりそのデータベースの著作者の承諾を得る必要がある。</p>
<b>関連法規</b>	著作権法 2 条 1 項10の 3、12条、12条の 2、21条。
<b>事例・判例等</b>	<p>① NTTのタウンページが、データベースの著作物といえりとした事例（東京地判平成2年3月17日、判時1714号128頁）。</p> <p>② ウォールストリートジャーナルの抄訳は、新聞の編集著作権を侵害するとして事例（東京地判平成5年8月30日、知財集25巻2号380頁）。</p>
<b>関連するQ &amp; A</b>	<p>Q01 他人が作成した文章、写真、絵を利用するときに留意する点。</p> <p>Q12 有料のデータベースを使って資料を作成し、授業で使う場合に留意する点。</p>

<b>分類</b>	知的財産の複製・活用
<b>質問内容</b>	Q03 市販図書の一部を授業で用いるため必要な部分をコピーし、生徒に配布することは著作権の侵害に当たるのか。
<b>回答</b>	営利を目的としない教育機関の場合であれば、一定の要件の範囲内であれば、コピーし配布することができる。
<b>対策</b>	必要最小限度で行い、目的外に使用しないことが必要である。
<b>解説</b>	<p>著作権者は、著作物につき著作権法に定められた権利を専有する。したがって、第三者がこれを利用する場合は、原則として著作権者の許諾が必要となる。ただし、例外的な場合として著作権者の許諾を得なくても使用できる場合がある。著作権法は、第5款の第30条以下に、この例外的場合を列挙している。</p> <p>このうち、第35条は、学校その他の教育機関における複製等について規定している。この規定は、学校教育における著作物の複製利用の必要性が増大したこと、その目的、実体に鑑み、著作権者の利益衡量のもとに認められたものである。この例外的使用が認められるためには、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 営利を目的としない学校その他の教育機関であること、</li> <li>② 教師等教育を担当する者及び生徒等授業を受ける者自身が行うこと、</li> <li>③ その本人の授業で使用するものであること、</li> <li>④ 必要と認められる限度の部数であること、</li> <li>⑤ すでに公表された著作物であること、</li> <li>⑥ その著作物の種類及び用途並びに部数及び態様などから著作権者の利益を不当に害することとならないこと、</li> </ol> <p>という要件が必要である。最後の要件との関係で、数百人の全校生徒に配布したり、活版印刷にして製本したりすることはできないと解されている。</p> <p>なお、このように複製が認められたものは、その目的のために公衆に譲渡することができる。したがって、質問の場合は、上記要件の範囲内であれば、特に著作権の侵害とはならない。</p>
<b>関連法規</b>	著作権法35条、21条、26条の2、47条の3。
<b>事例・判例等</b>	
<b>関連するQ &amp; A</b>	<p>Q05 テレビ番組を録画して教材として利用することができるのか。</p> <p>Q07 自分が勤務する学校の訓練内容が雑誌に掲載された場合、この雑誌から該当箇所を大量にコピーして、当該校の生徒や教職員に配布することが可能か。</p> <p>Q08 著作権法第35条で学校その他の教育機関では、一定の条件の下で著作物の許諾を得なくても著作物を複製できるようだが、一定の条件とはどのようなことか。</p>

<b>分類</b>	知的財産の複製・活用
<b>質問内容</b>	Q04 学校の教材として購入した製品の技術資料、マニュアルが足りないのをこれをコピーして生徒に配布してもよいのか。
<b>回答</b>	学校教材として販売されている製品の技術資料、マニュアルは、通常それ自体として使用する範囲でのみ使用することが許諾されて販売されている場合が多いので、この場合には、当然にはこれをコピーして配布することはできない。
<b>対策</b>	マニュアルのコピー、配布が認められるか否か不明確な場合は、購入先に問い合わせするなどして、許諾を得ておくことが必要である。
<b>解説</b>	<p>学校の教材として出版物をコピーすることは、著作権法35条に定めた要件のもとで認められている。ただし、この規定からも明らかなように、「その著作物の種類及び用途並びに部数及び態様などから著作権者の利益を不当に害することとなる場合」は、コピー等の複製は認められない。</p> <p>ここで、著作権者の利益を不当に害することとなる場合とは、当該複製により著作物の複製物の売上に与える影響が大きくなる場合等をいい、コピーされる著作物の性質や利用状況、コピーされるページ数、コピーの質、部数などが問題となる。具体的には、ドリルやワークブックなど本来本人のみが購入して使用することを予定しているものを一部購入して、生徒に配布するためにコピーするようなことは、売上に与える影響が小さくなく、認められない。</p> <p>質問の場合、技術資料、マニュアルが大部の場合は、当然認められない。また、教材としての製品について本来各人が使用することを予定して販売されている場合は、大部でないとしてもマニュアルだけコピーして複数人に使用させることも認められないと解すべきである。これに対し、教材が高価であるとか大型のもので、各生徒が使用することを予定したものではなく、しかもコピー箇所やコピー数が少ない場合は、認められる場合もある。</p>
<b>関連法規</b>	著作権法35条、21条、26条の2。
<b>事例・判例等</b>	
<b>関連するQ &amp; A</b>	<p>Q07 自分が勤務する学校の訓練内容が雑誌に掲載された場合、この雑誌から該当箇所を大量にコピーして、当該校の生徒や教職員に頒布することが可能か。</p> <p>Q08 著作権法第35条で学校その他の教育機関では、一定の条件の下で著作者の許諾を得なくても著作物を複製できるようだが、一定の条件とはどのようなことか。</p>

分類	知的財産の複製・活用
質問内容	Q05 テレビ番組を録画して教材として利用することができるのか。
回答	自分の担任する授業の中で使用する場合に限って、しかも原則として1部に限り録画して教材として利用することができる。
対策	授業を超えて全校的に利用する場合や、複数部録画する場合は、許諾を得ておく必要がある。
解説	<p>テレビ番組を録画する場合、番組全体が著作隣接権の対象となるので、原則として全体について著作隣接権を有する放送局の了解を得る必要がある。また、番組中の部品としてのそれぞれの画像、音楽、レコード、実演などについても、著作権や著作隣接権を有する人々の了解を得る必要がある。</p> <p>このように、テレビ番組を勝手に録画することはできないが、営利を目的としない学校その他の教育機関においては、一定の要件のもとで、特にこれらの著作権者や著作隣接権者の了解を得ることなく録画できる場合がある。すなわち、教育を担当する者が、その授業の過程における使用に供することを目的とする場合に、必要と認められる限度において複製が認められている。</p> <p>ここで、「その授業の過程における使用に供することを目的とする場合」とは、授業を担当する者が、その担任する授業の一環としてその授業の中において、その担任する生徒に対して使用することを目的とする場合をいう。したがって、他の教師に使用させることを目的として録画することはできず、全校放送をするために録画することも、全校生徒に対して視聴覚教育を行うことを担任としていると認められない限りできない。なお、「必要と認められる限度において」認められるにすぎないから、特に配布を予定したものでない以上、原則として録画できるのは1部に限られる。</p>
関連法規	著作権法98条、21条、35条、91条。
事例・判例等	テレビやビデオ等から録画した場合、どの様なことわりが必要であるか。
関連するQ & A	Q03 市販図書の一部を授業で用いるため必要な部分をコピーし、生徒に配布することは著作権の侵害に当たるか。

<b>分類</b>	知的財産の複製・活用
<b>質問内容</b>	Q06 複数の市販ソフトウェアを1枚のCDにまとめて保存したものを使うことができるのか。
<b>回答</b>	原則として、複数の市販ソフトウェアを勝手に1枚のCDにコピーすることはできないので、それを使うこともできない。
<b>対策</b>	どうしても1枚のCDにまとめて保存しておきたいのであれば、各著作者の許諾を得る必要がある。
<b>解説</b>	<p>ソフトウェアは、ハードウェアに対する語で、コンピュータプログラムや仕様書やフローチャートなどの総称を意味するが、ここではコンピュータプログラムのことと解される。プログラムは、電子計算機を機能させて一つの結果を得ることができるようこれに対する指令を組み合わせたものとして表現したもので、プログラムの著作物として著作権法上保護されている。したがって、原則として著作者の許諾なく勝手にコピーすることはできない。よって、複数の市販ソフトウェアを1枚のCDに保存することは、各ソフトウェアの複製となるから、原則として各ソフトウェアの著作権者の許諾を得る必要がある。</p> <p>なお、学校その他の教育機関において教育を担当する者が、その授業の過程における使用に供することを目的とする場合は、必要と認められる限度において、公表された著作物をコピーすることができる。しかし、ソフトウェアをまるごとコピーすることが必要と認められる限度といえるか問題であり、しかも、通常ソフトウェアについては、バックアップ以外のコピーは禁じられているのが一般である。したがって、教材としても、複数の市販のソフトウェアを1枚のCDにコピーして使用することは通常認められない。</p> <p>いずれにせよ、複数の市販ソフトウェアを便宜上予め1枚のCDにまとめてコピーしておくことはできないので、複数の市販ソフトウェアを1枚のCDにまとめて保存したものを使うことはできない。</p>
<b>関連法規</b>	著作権法2条1項10の2、10条1項9号、21条、35条。
<b>事例・判例等</b>	① 本件ゲームソフトのプログラムが著作権法上保護されるとされた事例（スペース・インベーダー・パート「事件、東京地判昭和57年12月6日、判時1060号18頁）。
<b>関連するQ &amp; A</b>	<p>Q20 訓練に必要なソフトウェアをハードディスクにあらかじめコピーすることも複製に当たるのか。</p> <p>Q57 ネットワークを利用してソフトウェアを共有する場合に、著作権者の許諾を得る必要があるのか。</p>



<b>分類</b>	知的財産の複製・活用
<b>質問内容</b>	Q07 自分が勤務する学校の訓練内容が雑誌に掲載された場合、この雑誌から該当箇所を大量にコピーして、当該校の生徒や教職員に配布することが可能か。
<b>回答</b>	雑誌の記事のように事実を報道するものでも、内容の取舍選択、表現等により著作物性が認められるのが一般なので、大量にコピーして生徒のみならず教職員にまで配布することは、原則として認められない。
<b>対策</b>	雑誌の編集者の許諾を得ておく必要がある。
<b>解説</b>	<p>事実の伝達に過ぎない雑報及び時事の報道は、言語の著作物に該当しない。そこで、新聞や雑誌の記事のような事実の報道をしたものには著作物として保護されないのではないかが、問題となる。</p> <p>この点、単純な死亡記事や単純な人事異動の事実のみの2～3行の記事に過ぎない場合は、誰が書いても全く変わりはなく通常著作物性は認められないといえよう。しかし、新聞や雑誌の記事のように事実を報道するものでも、内容の取舍選択、配列、表現等により著作物性が認められるのが一般である。したがって、新聞や雑誌の記事のように事実を報道するものでも、それを勝手にコピーすることは、著作権侵害となるのが一般である。</p> <p>しかし、著作権も一定の場合制限されており、著作物の利用態様や公益上の理由から、複製が認められている。まず、私的使用のための複製が認められている。また、学校その他の教育機関における複製も認められている。したがって、使用目的が、これらの著作権の制限される場合か否かが問題となるが、生徒や教職員に配布するのであるから、まず、私的使用のために認められる場合ではない。また、学校その他の教育機関で授業に使用する目的としてコピーが許されるかであるが、大量にコピーすること、生徒のみならず教職員にまで配布することから、やはり認められないということになる。</p>
<b>関連法規</b>	著作権法10条1項1号、30条、35条。
<b>事例・判例等</b>	① 労働組合機関誌「日刊情報」の著作物性を認めた事例（福岡地裁大牟田支部昭和59年9月28日、無体例集16号3巻705頁）。
<b>関連するQ &amp; A</b>	Q03 市販図書の一部を授業で用いるために必要な部分をコピーし、生徒に配布することは著作権の侵害に当たるのか。

<b>分類</b>	知的財産の複製・活用
<b>質問内容</b>	Q08 著作権法第35条で学校その他の教育機関では、一定の条件の下で著作者の許諾を得なくても著作物を複製できるようだが、一定の条件とはどのようなことか。
<b>回答</b>	一定の条件とは、「学校その他の教育機関において教育を担当する者」が行うこと、「その授業の過程における使用に供することを目的とする場合」であること、「必要と認められる限度において」おこなわれること、「公表された著作物」であることであり、さらに「当該著作物の種類及び用途並びにその複製の部数及び態様に照らし著作者の利益を不当に害することとなる場合」には許されない。
<b>対策</b>	授業で使用する目的により必要限度で行う以外は、許諾を得ておく必要がある。
<b>解説</b>	<p>著作権法第35条は、学校教育が国民の教育の権利義務という基本的人権にかかわる重要な問題であることに鑑み、学校教育の現場において、より良い授業のためのより良い教材の提供が可能となるように、学校その他の教育機関において教育を担当する者が、一定の要件のもとで、著作物の複製を認めたものである。このように、公益上の理由から著作権の一定の制限を認めたものであるから、それは著作者の利益と衝突しない必要と認められる限度でなければならない。</p> <p>まず、①「学校その他の教育機関において教育を担当する者」が行うことが必要である。ここで学校その他の教育機関は、営利を目的としないものをいう。また、「学校」とは学校教育法上の学校をいう。つぎに、②「その授業の過程における使用に供することを目的とする場合」であることが必要である。したがって、将来使用するかもしれないとか、具体的な授業に関係なく複製することはできない。さらに、③「必要と認められる限度において」おこなわれることが必要である。したがって、必要箇所以外を無闇にコピーしたり、生徒の数以上に不必要に大量にコピーするようなことは認められない。なお、複製できるのは、④「公表された著作物」でなければならない。したがって、未公表のものはコピーできない。このような場合に複製することができることになるが、さらに、⑤「当該著作物の種類及び用途並びにその複製の部数及び態様に照らし著作者の利益を不当に害することとなる場合」には複製することが認められなくなる。</p>
<b>関連法規</b>	著作権法35条。
<b>事例・判例等</b>	
<b>関連するQ &amp; A</b>	<p>Q03 市販図書の一部を授業で用いるため必要な部分をコピーし、生徒に配布することは著作権の侵害に該当するのか。</p> <p>Q04 学校の教材として購入した製品の技術資料、マニュアルが足りないのでこれをコピーして生徒に配布してもよいのか。</p>

<b>分類</b>	引用・参考等
<b>質問内容</b>	Q09 複製、引用、転載の各々の意味。
<b>回答</b>	<p>「複製」とは、印刷、写真、複写、録音、録画その他の方法により有形的に再製することをいう。また、「引用」とは、自己の著作物中に他人の著作物を使用することをいう。また、「転載」とは、著作物の全部または一部をそのまま掲載することをいう。</p>
<b>対策</b>	複製か引用か転載か迷うときは、許諾を得ておいたほうが良い。
<b>解説</b>	<p>著作権者は、その著作物を「複製」する権利を専有する。そのため、第三者がその著作物を複製するには、原則として著作権者の許諾が必要となる。しかし、著作権法は、一定の場合に、例外として著作権が制限される場合を定めており、その場合は、著作権者の許諾を得なくても著作物の「複製」をすることができる。「引用」と「転載」もその著作権が制限される場合の例外の一つである。</p> <p>複製権は、著作権に含まれる権利の中で最も基本的な権利である。この「複製」とは、印刷、写真、複写、録音、録画その他の方法により有形的に再製することをいう。複製には、放送の録音、録画や、図面に従って建築物を完成することも含まれる。</p> <p>「引用」とは、自己の著作物中に他人の諸著作物を使用することである。著作権法は、特に著作権者の許諾がなくても、公表された著作物は、引用して利用することができるとしている。ただし、その引用は、公正な慣行に合致するものであり、かつ、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲で行われるものでなければならないとされている。</p> <p>「転載」とは、著作物の全部または一部をそのまま掲載することである。著作権法は、国又は地方公共団体の機関が一般に周知させることを目的として作成し、その著作の名義の下に公表する広報資料、調査統計資料、報告書その他これらに類する著作物は、説明の材料として新聞紙、雑誌その他の刊行物に転載することができるとしている。ただし、この「転載」については、これを禁止する旨の表示がある場合は許されない。</p>
<b>関連法規</b>	著作権法21条、30条、32条1項、同条2項。
<b>事例・判例等</b>	<p>「引用」といえるためには、引用側と被引用側が明瞭に区別されること、引用側が主で被引用側が従という関係にあることが必要とした事例（フォトモンタージュ事件、最判昭和55年3月28日、判時967号45頁）。</p>
<b>関連するQ &amp; A</b>	Q10 著作物の内容を多少変更して自作テキストを作成した場合の著作権がどうなるのか引用または参考にしようとしている文献の著作権の所在が不明な場合に留意する点。

<b>分類</b>	引用・参考等
<b>質問内容</b>	Q10 著作物の内容を多少変更して自作テキストを作成した場合の著作権がどうなるのか。
<b>回答</b>	もとの著作物の内容について多少の改変を加えた程度が、もとの著作物と実質的な同一性が変わらない程度の場合は、著作権はもとの著作物の著作者のままである。これに対し、多少の改変でも、実質的に同一と認定できない程度の改変の場合は、翻案に該当すると解されるから、自作テキストを作成した者に二次的著作物の著作権が認められることになるが、原著作者にも二次的著作者と同一の権利が認められることになる。
<b>対策</b>	複製とは言えなくなるような場合は、著作者の許諾を取っておく必要がある。また、複製と言える場合でも、教育機関における複製等一定の目的で複製が許される場合以外は、やはり著作者の許諾を取っておく必要がある。
<b>解説</b>	<p>複製とは、印刷、写真、複写、録音、録画その他の方法により有形的に再製することをいう。この場合、デッドコピーのようにそっくりそのまま複製するのではなく、ほんの少し手を加えた場合は、複製権侵害とならないのかが問題となる。</p> <p>これについては、ほんの少しでも手を加えると、もとの状態とは異なるのであるから再製とはいえず複製にはあたらないと考えると、複製権侵害とならず著作権者の保護として不十分である。したがって、多少の変更を加えたとしても、もとの著作物と実質的に同一といえるような場合は、複製にあたるとして著作権侵害とされている。したがって、著作物の内容を多少変更しても、その部分がもとの著作物と実質的に同一と言えるような場合は、その部分については複製にあたるから、その部分の著作権は、もとの著作物の著作者のままである。</p> <p>これに対し、改変の程度により、改変された部分がもとの著作物と実質的に同一と言えなくなった場合は問題となる。しかし、この場合でも、質問の場合は多少の改変の範囲であるから、構想などに変化はない翻案と言える場合と解される。したがって、この場合には、自作テキストを作成した者に二次的著作物の著作権が認められるとともに、原著作者にも二次的著作者と同一の権利が認められることになる。</p> <p>なお、いずれにしても、他人の著作物の内容を変更することは、同一性保持権の侵害になりかねない。</p>
<b>関連法規</b>	著作権法 2 条 1 項11号、同項15号、21条、27条、28条。
<b>事例・判例等</b>	① 漫画は原作原稿の二次的著作物であるとして、原作者の権利を認めた事例（キャンティ・キャンディ事件、東京地判平成12年 3 月30日、判時1726号162頁）。
<b>関連する Q &amp; A</b>	<p>Q09 引用、複製、転載の各々の意味。</p> <p>Q26 他人のソフトウェアの一部を利用して新たなソフトウェアを作成する場合に留意する点。</p>

<b>分類</b>	引用・参考等
<b>質問内容</b>	Q11 定期試験などの試験問題作成のときに著作権がどのように影響するのか。
<b>回答</b>	<p>試験問題の作成にあたって利用しようとする物に、他人の著作権が認められる場合は、著作物の複製が問題となる。その場合は、目的上必要と認められる限度として認められる試験問題としての複製と言えるかが問題となる。</p>
<b>対策</b>	<p>他人の著作物を利用するときは、必要と認められる限度で行うことが必要である。</p>
<b>解説</b>	<p>試験問題を作成するにあたって、他人の文章や既存問題集を利用する場合、その他人の文章や既存問題集に著作権が認められる場合は、複製が問題となる。小説等の他人の文章の場合はもちろん、既存の問題集の場合でも、単純な足し算引き算は別として、文章問題などの場合は著作物と認められる。また、個々の問題が著作物と認められない場合でも、一連の問題集として、その選択、配列に創作性が認められれば編集著作物として著作権の保護の対象となる。このように他人の文章や既存の問題集に著作権が認められる場合に、それを複製しようとする場合は、著作者の許可が必要となるのが原則である。ただし、著作権法は、一定の場合に著作権が制限される場合を規定しており、試験問題としての複製もその一つとして定められている。特に、試験問題に著作物を利用することについて事前に著作者の許可を得ることは、問題が試験前に外部に漏れるおそれがあることから、その著作権の制限の意味は大きい。</p> <p>公表された著作物は、入学試験その他、人の学識技能に関する試験又は検定の目的上必要と認められる限度において、当該試験又は検定の問題として複製することができる。複製することが認められるのは目的上必要と認められる限度であるから、試験問題と関係ない部分まで複製したり、試験を受ける者の人数以上に複製することは許されない。また、認められるのは当該試験又は検定の問題として複製することであるから、参考書や問題集のために複製することは当然には認められない。</p> <p>なお、試験問題に著作物を利用する場合、通常その出所を明示する慣行がある場合が多いので、著作物の出所の明示をしておく必要がある。</p>
<b>関連法規</b>	<p>著作権法21条、10条1項1号、12条、36条1項、48条1項3号。</p>
<b>事例・判例等</b>	
<b>関連するQ&amp;A</b>	

<b>分類</b>	引用・参考等
<b>質問内容</b>	Q12 有料のデータベースを使って資料を作成し、授業で使う場合に留意する点。
<b>回答</b>	データベース全体を利用する場合は勿論、その一部を利用する場合であっても、その部分にデータベースの著作物としての価値が認められる場合は、その複製が問題となる。また、データベースの著作物性が認められない場合であっても、個々のデータに著作物性が認められる場合は、そのもとの著作物としてのデータの複製が問題となる。なお、いずれにおいても、学校その他の教育機関における複製として認められるかが問題となる。
<b>対策</b>	著作権法35条で認められる場合か確認しておくこと、もし明確でなければ、著作者の許諾を得ておくことが必要である。
<b>解説</b>	<p>論文、数値、図形その他の情報の集合物であって、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをデータベースという。このようなデータベースについては、その情報の選択又は体系的な構成によって創作性を有するものは、著作物として保護されている。そこで、このような著作物として保護されるデータベースを利用する場合、単に参考とするだけではなく、そのデータをそのまま使用すれば、著作物の複製の問題が生じる。特に、データベース全体を利用する場合は勿論、その一部を利用する場合であっても、その部分にもデータベースの著作物性が認められる場合には、データベースの著作物の複製が問題となる。</p> <p>なお、著作物性の認められないデータベースの一部や、個々のデータだけを利用する場合でも、その個々のデータに著作物性が認められるような場合は、その個々のデータのもとなつたもとの著作物の複製が問題となる。これは、データベースの有料、無料に係わらない。</p> <p>しかし、これらの複製が問題となる場合でも、学校その他の教育機関において、その授業に使用する目的で、必要と認められる限度において複製が認められる場合があるが、その要件は限定的で、徒に広い範囲で認められるわけではないので注意が必要である。</p>
<b>関連法規</b>	著作権法2条1項10の3号、12条の2、35条。
<b>事例・判例等</b>	<p>③ NTTのタウンページが、データベースの著作物といえとした事例（東京地判平成2年3月17日、判時1714号128頁）。</p> <p>④ ウォールストリートジャーナルの抄訳は、新聞の編集著作権を侵害するとした事例（東京地判平成5年8月30日、知財集25巻2号380頁）。</p>
<b>関連するQ &amp; A</b>	Q02 文献データベースを作成するときに留意する点。

<b>分類</b>	引用・参考等
<b>質問内容</b>	Q13 公的機関から発行されている数値データまたは統計データに著作権があるのか。
<b>回答</b>	公的機関から発行されている数値データまたは統計データでも、著作物性が認められる場合は、著作権の対象となる。
<b>対策</b>	数値データまたは統計データを利用する場合は、その著作物性を確認し、説明の材料として用いるのではなく転載の域を逸脱するような場合は、その利用が許されるか否かを各公的機関に問い合わせる必要がある。
<b>解説</b>	<p>国又は地方公共団体の機関が一般に周知させることを目的として作成し、その著作の名義の下に公表する広報資料、調査統計資料、報告書その他これに類する著作物は、説明の材料として新聞紙、雑誌その他の刊行物に転載することができる。これは、国等の公的機関が公表する広報資料、調査統計資料等も著作権の対象となることを前提とし、その著作権が制限される場合の一つを規定したものである。ここで、広報資料、調査統計資料、報告書その他これに類する著作物としては、官公庁のPR資料とか、経済白書等の白書がある。したがって、白書に示された、数値データや統計データを示した表などは、通常著作権があると考えられる。もっとも、これらの数値データ表や統計データ表を構成する個々のデータそれ自身は、一般的には著作物に該当しない場合が多いと解されるが、その場合でもデータ全体は、編集著作物に該当する場合が多いと解される。</p> <p>このように、公的機関から発行されている数値データまたは統計データであっても、通常全体として編集著作物に、また、数値データ表あるいは統計データ表として著作物に該当すると解されるが、上記のように一定の場合に転載することが認められている。すなわち、これらのものに著作権が認められるとしても、説明の材料として新聞紙、雑誌その他の刊行物に転載することができる。なお、ここで、転載とは、複製や引用とは異なり、著作物の全部又は一部をそのまま掲載することをいう。</p>
<b>関連法規</b>	著作権法32条項、12条。
<b>事例・判例等</b>	① 素材が単なる事実、データ等であっても、レイアウト・語句選定の独自性により辞典の著作物性を認めた事例（用字苑事件、名古屋地判昭和62年3月18日、判時1256号90頁）。
<b>関連するQ&amp;A</b>	Q22 県の公報課が作成したパンフレットから写真をイメージスキャナを用いて取り込むことは著作権の侵害に当たるのか。

<b>分類</b>	引用・参考等
<b>質問内容</b>	Q14 他の著作物を利用する場合、出所の明示箇所をどのようにするか。
<b>回答</b>	論文や文献を引用して利用する場合、出所の明示は、利用する著作物に接着して行う。具体的には、引用部分を括弧で囲んだり、アンダーラインを付したりして、割注、後注、脚注によって、著作者名や題号等を表示することにより行う。
<b>対策</b>	割注、後注、脚注等により行っておくのが良い。
<b>解説</b>	<p>公表された著作物は、引用して利用することができる。この場合、引用は、公正な慣行に合致するものであり、かつ、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲で行われるものでなければならない。</p> <p>ここで、公正な慣行とは、引用する側および引用される側の著作物の性質、種類、引用の目的等に照らし、引用が社会通念上妥当と認められる場合をいい、引用の必要性和必然性が一般に認められることが必要とされている。</p> <p>また、引用の目的上正当な範囲で行われるものとは、引用される側の著作物と、引用する側の著作物とが、明瞭に区別して認識できる範囲であり、また前者が従、後者が主の関係がなければならない。このように、著作物を引用して利用することができるが、その場合は、その著作物の出所について、その複製又は利用の態様に応じ合理的と認められる方法及び程度により、明示しなければならない。</p> <p>ここで、著作物の出所としては、著作物の題号、出版社名、発行年月日、掲載紙等の表示が必要である。そして、その出所の明示については、引用部分と出所の関連性が示されていることが必要であり、利用する著作物に接着して行う。具体的には、引用部分を括弧で囲んだり、アンダーラインを付したりして、割注、後注、脚注によって、著作者名や題号等を表示することにより行うことが必要である。</p>
<b>関連法規</b>	著作権法32条1項、48条1項1号。
<b>事例・判例等</b>	
<b>関連するQ &amp; A</b>	Q15 引用または参考にしようとしている文献の著作権の所在が不明な場合に留意する点。



<b>分類</b>	引用・参考等
<b>質問内容</b>	Q15 引用または参考にしようとしている文献の著作権の所在が不明な場合に留意する点。
<b>回答</b>	複製となるか否かを見極め、複製となる場合は、文化庁長官の裁定を受け、補償金を供託して利用できる。その場合は、裁定に係る複製物であることおよび裁定の年月日を表示する必要がある。
<b>対策</b>	利用形態が複製となるか否か、複製となる場合でも例外として許諾が不要となる場合か否かを見極め、必ずしも明確でない場合は、文化庁長官の裁定を受ける必要がある。
<b>解説</b>	<p>公表された著作物又は相当期間にわたり公衆に提供され、若しくは提示されている事実が明らかである著作物は、著作権の不明その他の理由により相当な努力を払ってもその著作権者と連絡することができないときは、文化庁長官の裁定を受け、かつ、通常の使用料の額に相当するものとして文化庁長官が定める額の補償金を著作者のために供託して、その裁定に係る利用方法により利用することができる。したがって、著作者が不明で利用の許諾を取れない著作物については、それを利用するには、文化庁長官の裁定を受け、補償金を供託する必要がある。なお、この裁定により作成した著作物の複製物については、それが裁定に係る複製物である旨及びその裁定のあった年月日を表示しなければならない。</p> <p>これが原則であるが、学校その他の教育機関で、担任が、その授業に使用する目的で、必要と認められる限度において、特に許諾を得なくても著作物の複製が認められている。また、公正な慣行に合致するものであり、かつ、引用の目的上正当な範囲で行われる場合は、公表された著作物を引用して利用することもできる。なお、この場合は、出所の表示が必要となる。また、単なる参考として利用して複製とならない場合は、特に許諾は問題とならない。</p>
<b>関連法規</b>	著作権法67条、32条、35条。
<b>事例・判例等</b>	
<b>関連するQ &amp; A</b>	<p>Q09 引用、複製、転載の各々の意味。</p> <p>Q14 他の著作物を利用する場合、出所の明示箇所をどのようにするか。</p>

<b>分類</b>	著作物の二次利用
<b>質問内容</b>	Q16 教材として作成したテキストを、企業に頼まれて出張授業、有料セミナー、講演等に使うことができるのか。
<b>回答</b>	教材として作成したテキストの中に、複製した著作物が含まれている場合は、複製物の目的外使用となるので、原則として使用できない。その場合は著作者の許諾が必要となる。
<b>対策</b>	教材として作成したテキストの中に、複製した他人の著作物が含まれている場合は、その著作者の許諾を取っておく必要がある。
<b>解説</b>	<p>学校その他の教育機関において、教育を担当する者は、授業で使用することを目的とする場合は、必要と認められる限度において著作物を複製することができる。したがって、この要件を満たす限り、教材として作成するテキストの中に著作物を複製することができる。そして、このように作成したテキストを、その目的のために生徒に配布することも認められている。</p> <p>しかし、著作権法は、認められた目的以外の目的のために、このように作成された著作物の複製物を頒布し、又は当該複製物によって著作物を公衆に提示した者は、第21条の複製を行ったものとみなすとしている。ここで、「第21条の複製を行ったものとみなす」とは、著作権者の許諾がなければ複製権侵害となるということである。また、「頒布」とは、有償であるか又は無償であるかを問わず、複製物を公衆に譲渡し、又は貸与することをいい、「提示」とはビデオなどを再生して視聴させたり、放送したりすることをいう。</p> <p>質問の場合、教材として作成したテキストの中に、複製した著作物が含まれる場合は、そのテキストを授業にではなく、企業に頼まれて出張授業、有料セミナー、講演等に使用することは、目的外使用となるので、複製権侵害となる。</p>
<b>関連法規</b>	著作権法21条、35条、47条の3、49条1項。
<b>事例・判例等</b>	
<b>関連するQ &amp; A</b>	Q17 授業のために作成したノート、メモをまとめて本で出版することは問題ないのか。

<b>分類</b>	著作物の二次利用
<b>質問内容</b>	Q17 授業のために作成したノート、メモをまとめて本で出版することは問題ないのか。
<b>回答</b>	授業のために作成したノート、メモの中に、他人の著作物を複製した部分が含まれている場合は、出版権の設定を受けていない限り、そのノート、メモをまとめて新たな本として出版することはできない。
<b>対策</b>	授業のために作成したノート、メモに、他人の著作物を複製した部分が含まれているか否かを見極め、含まれている場合は、その著作物の著作者から出版権の設定を受けておく必要がある。
<b>解説</b>	<p>著作物の複製権者は、その著作物を文書又は図画として出版することを引き受ける者に対し、出版権を設定することができる。したがって、著作者等の著作物の複製権者から出版権の設定を受けていないものは、勝手に出版することはできない。</p> <p>授業のために作成したノート、メモは原則として、それを作成した本人に著作権があるから、それをまとめて本で出版することは、自費出版は当然、出版権を設定して出版することも原則として認められる。ただし、授業のために作成したノートやメモに、他人の著作物を写した部分がある場合は問題となる。</p> <p>学校その他の教育機関において、授業を担当するものが、その授業に使用する目的であれば、必要と認められる限度で著作物を複製することができる。したがって、授業のためにノートやメモを作る場合、その中に他人の著作物を写すことも許される。この場合は、その著作物については、その著作者が出版権の設定をすることができることになるから、その著作物の複製権者たる著作者から特に出版権の設定を受けない限り、勝手に出版することができないことになる。</p>
<b>関連法規</b>	著作権法79条、35条。
<b>事例・判例等</b>	
<b>関連するQ &amp; A</b>	Q16 教材として作成したテキストを、企業に頼まれて出張授業、有料セミナー、講演等に使うことができるのか。

<b>分類</b>	生徒の権利
<b>質問内容</b>	Q18 受講生が授業中に作成したプログラムの著作権。
<b>回答</b>	<p>受講生が創作した場合は、受講生が著作者となるが、講師の具体的な指示により作成されたもので、実質上講師が職務上作成したプログラムとみなされるときは、原則として講師の所属する学校その他の教育機関たる法人が著作者となる。</p>
<b>対策</b>	<p>受講生に著作権が認められる場合は、その扱いに注意が必要である。</p>
<b>解説</b>	<p>著作権法上、著作者とは著作物を創作する者をいう。したがって、受講生が授業中に作成したプログラムも、受講生が創作したものとみなされる場合は、受講生が著作者となる。</p> <p>もっとも、学校の授業などでは、プログラム作成についての講師の指示が具体的であり、それにもとづいて受講生は単なる手足のごとく作成するにすぎない場合もある。このような場合は、受講生がプログラムを創作したとはいえ、寧ろ講師が創作したといえる。</p> <p>ところで、法人その他使用者の発意に基づきその法人等の業務に従事する者が職務上作成する著作物で、その法人等が自己の著作の名義の下に公表するものの著作者は、その作成の時における契約、勤務規則その他に別段の定めが無い限り、その法人等に帰属する。これは、法人著作物の取引の円滑化を図るため、著作物に発生する著作権、著作人格権の帰属主体を単純化し、法人等を著作者と擬制したものと解されている。この場合、契約、勤務規則その他に別段の定めがあってはならず、また、法人等が自己の著作の名義の下に公表するものでなければならない。ただし、著作物の中でも、プログラムの著作物の場合は、他の著作物と異なり、法人等が自己の著作の名義の下に公表するとの要件は不要である。</p> <p>したがって、講師の具体的な指示により作成されたもので、実質上講師が職務上作成したプログラムとみなされるときは、原則として講師の所属する学校その他の教育機関たる法人が著作者となる。</p>
<b>関連法規</b>	<p>著作権法15条1項、2項。</p>
<b>事例・判例等</b>	
<b>関連するQ &amp; A</b>	<p>Q19 受講生の作品をインターネット上に公開する場合、著作権法上留意する点。</p>

<b>分類</b>	生徒の権利
<b>質問内容</b>	Q19 受講生の作品をインターネット上に公開する場合、著作権法上留意する点。
<b>回答</b>	<p>受講生の作品の著作権が受講生にあるときは、その受講生の許諾が必要となる。複数の受講生の共同著作物となるときは、全員の受講生の許諾が必要である。なお、受講生の作品の中に他人の著作物が含まれる場合は、その著作物の著作者の許諾も必要となる。</p>
<b>対策</b>	<p>学校が著作者と認められるか否かを吟味し、学校が著作者と認められない場合には、著作者の許諾を得ておく必要がある。</p>
<b>解説</b>	<p>著作者は、その著作物でまだ公表されていないものを公衆に提供し、又は提示する権利を専有する。著作物を公表するかしないかの自由を有しているということである。</p> <p>受講生の作品は、通常、その作品を製作した受講生が著作者と認められるので、当然その受講生に公表権も送信可能化権も認められることになる。したがって、その場合は、インターネット上に公開するにあたり、作品を製作した受講生の許諾を得る必要がある。</p> <p>これに対し、作品を作るにあたり、講師の指示が具体的で、受講生はその指示にしたがって作品を製作しただけにすぎず、実質上講師が職務上その作品を創作したといえるような場合は、学校等の名義の下に公開すれば、学校が著作者と認められることとなる。その場合は、公表権も送信可能化権も著作者たる学校にある。したがって、その場合は、当然その作品をインターネット上に公開することができることになる。</p> <p>なお、共同著作物の著作者人格権は、著作者全員の合意によらなければ、行使することはできないとされている。ここで、共同著作物とは二人以上の者が共同して創作した著作物であって、各人の寄与を分離して個別的に利用することができないものをいう。また、著作者人格権には公表権が含まれる。したがって、複数の受講生が共同して製作した作品の場合は、各受講生全員の許諾が必要となる。なお、受講生の作品の中に他人の著作物が含まれる場合は、その著作者の送信可能化権を侵害することになるから、その著作者の許諾も必要となる。</p>
<b>関連法規</b>	<p>著作権法18条、15条、63条、64条。</p>
<b>事例・判例等</b>	
<b>関連するQ &amp; A</b>	<p>Q18 受講生が授業中に作成したプログラムの著作権。</p>

<b>分類</b>	ソフトウェア・電子データ等の扱い
<b>質問内容</b>	Q20 訓練に必要なソフトウェアをハードディスクにあらかじめコピーすることも複製に当たるのか。
<b>回答</b>	訓練に必要なソフトウェアをハードディスクにあらかじめコピーすることも複製に当たる。
<b>対策</b>	複数のコンピュータにインストールする場合は、許諾を得ておく必要がある。
<b>解説</b>	<p>複製とは、印刷、写真、複写、録音、録画、その他の方法により有形的に再製することをいう。有形的に再製するとは、例示の印刷、写真、複写、録音、録画等のように、具体的な有形物の中に著作物を収録する行為をいう。ソフトウェアをハードディスクにコピーすることも、ハードディスクのROMにデジタル・データを書き込み固定することになるから、複製に当たる。したがって、訓練に必要なソフトウェアをハードディスクにあらかじめコピーすることも複製に当たることになる。</p> <p>ところで、著作物を複製するには、原則として著作物の著作者の許諾を得る必要がある。ただし、プログラムの著作物の複製物の所有者は、自ら当該著作物を電子計算機において利用するために必要と認められる限度において、当該著作物の複製又は翻案をすることができる。これを受けて、ソフトウェアを購入する場合、その使用のために購入者がコンピュータのハードディスクにインストールして使用することが通常許諾されている。</p> <p>ただし、インストールの許諾は、通常一つのコンピュータのみにしか許諾されておらず、複数のコンピュータにインストールすることまで許諾していないのが一般的である。したがって、訓練に必要なソフトウェアをハードディスクにあらかじめインストールしておくことはできるが、複数の受講生が同時に使用できるように、複数のコンピュータにインストールすることは通常できない。その場合許諾を得られなければ、複数のソフトウェアを購入する必要がある。</p>
<b>関連法規</b>	著作権法 2 条 1 項15号、21条、47条の 2。
<b>事例・判例等</b>	
<b>関連する Q &amp; A</b>	Q06 複数の市販ソフトウェアを 1 枚の CD にまとめて保存したものを使うことができるのか。

<b>分類</b>	ソフトウェア・電子データ等の扱い
<b>質問内容</b>	Q21 インターネット上の著作物は、ダウンロードして自由に使ってもかまわないのか。
<b>回答</b>	原則として自由に使用することはできない。
<b>対策</b>	著作権の制限となるかどうかの判断は必ずしも明確でないので、インターネット上の著作物をダウンロードして使用する場合は、電子メール等で著作者の許諾を得るようにした方がよい。
<b>解説</b>	<p>インターネット上の著作物も、印刷物、レコード等に記録された著作物と同様、著作者人格権、著作権等の権利の対象となる。したがってこれらの著作物をダウンロードすることは、著作物の複製となる。但し、著作物の円滑な利用という観点から例外的に著作権が制限されることがある。例えば以下の場合には著作権侵害とならない。但し、これらの制限規定は、著作権を制限するもので著作者人格権は制限されない。</p> <p>(1) 私的使用のための複製  自分自身や家族、ごく少数（家族の人数と同程度の人数）の友人の間で使用するための複製は許される。なお、自分のホームページ上に、インターネット上の著作物の全部または一部を貼り付けることは、私的使用の範囲を超えるので著作者の許可を得ないと著作権侵害、著作人格権侵害となる。</p> <p>(2) 教科書への掲載  但し、著作者への通知と著作権者への補償金の支払が必要である。</p> <p>(3) 学校における複製  学校の先生や授業を受ける生徒は、授業で利用するために著作物の複製ができる。但し、著作権者の利益を不当に害してはならない。</p> <p>(4) 試験問題としての複製  但し、営利目的の場合は補償金の支払いが必要となる。</p>
<b>関連法規</b>	著作権法2条1項1号、30条1項、33条、35条1項、36条。
<b>事例・判例等</b>	
<b>関連するQ &amp; A</b>	Q27 インターネット上のホームページの文章・写真・イラストをプリントアウトして生徒に配布してもよいのか。

<b>分類</b>	ソフトウェア・電子データ等の扱い
<b>質問内容</b>	Q22 県の広報課が作成したパンフレットから写真をイメージスキャナを用いて取り込むことは著作権の侵害に当たるのか。
<b>回答</b>	著作権の侵害に当たる場合がある。
<b>対策</b>	撮影者が不明の場合には県に問い合わせる写真の著作権は誰かを確認する必要がある。
<b>解説</b>	<p>まず、当該写真が著作物にあたるかどうかの問題となるが、同じ人物や風景を撮影しても、撮影角度、明暗、絞りとシャッター速度などを調整することによって、創作性が認められる場合には、著作物と言える。よって、単に自然の風景を撮影しただけの写真であっても、通常写真の著作物として保護される。また、複製とは、印刷、写真、複写、録音、録画、その他の方法により有形的に再製することをいうから、イメージスキャナを用いて取り込むことも複製といえる。したがって、県の広報課が作成したパンフレットから写真をイメージスキャナで取り込むことも著作物の複製といえる。</p> <p>ところで、国又は地方公共団体の機関が一般に周知させることを目的として作成した公報資料等の著作物は、説明の材料として新聞紙、雑誌その他の刊行物に転載することができる。ここにいう「広報資料」には県の広報課が作製したパンフレットも含まれるので、写真の著作権も県である場合には、転載の要件を満たす限り写真をイメージスキャナで取り込むことは著作権の侵害とならない。しかし、パンフレット中の写真の著作権者が県でない場合には、県の広報課が作成したパンフレットであっても、写真の著作権者は県ではなくその撮影者であるので、イメージスキャナで取り込むには、その者の許諾が必要である。</p>
<b>関連法規</b>	著作権法 2 条 1 項 1 号、10 条 1 項 8 号、32 条 2 項。
<b>事例・判例等</b>	<p>① アマチュア史家の撮影した石垣の写真が、著作権上の著作物とされた事例（青森地判平成 7 年 2 月 21 日、知的裁集 27 卷 1 号 1 頁）。</p> <p>② 県下の町村が作成した観光パンフレットに掲載された写真を複製して書籍に掲載した事例（長崎地判平成 4 年 7 月 22 日、判例地方自治 106 号 45 頁）。</p>
<b>関連する Q &amp; A</b>	Q13 公的機関から発行されている数値データまたは統計データに著作権があるのか。



<b>分類</b>	ソフトウェア・電子データ等の扱い
<b>質問内容</b>	Q23 自分で人気漫画のキャラクターを描いて教材に取り込むことについて、著作権はどのように影響するのか。
<b>回答</b>	著作権を侵害する場合がある。
<b>対策</b>	人気漫画のキャラクターを利用する場合は、許諾を得ておいた方が良い。
<b>解説</b>	<p>キャラクターとは漫画、アニメ、小説等に繰り返し登場する人物などの名称、容貌、姿態、役割によってイメージされる抽象的なものである。このようなキャラクター自体は抽象的概念であって具体的表現そのものではなく、それ自体が思想又は感情を創作的に表現したのではないので著作物としては保護されない。</p> <p>しかし「キャラクターの表現物」（すなわち「キャラクターを表現した絵」）は美術の著作物として保護される。したがって素人が人気漫画のキャラクターの絵を描いた場合であっても、その絵がそのキャラクターを表現しているとわかる程度似ていれば、原則として著作物の複製に当たり著作者人格権及び著作権の侵害となる。</p> <p>但し、学校等において先生が授業用教材として使用する場合には、必要と認められる限度で著作物を複製することができる。</p> <p>なお、人気漫画のキャラクターを取り込むことが必要と認められる限度といえるか微妙な点があるので、対策として、不明な場合は許諾を得ておいた方が良い。</p> <p>キャラクターの用い方として、人形やおもちゃ、文具品、シャツ等の衣料品にキャラクターを表示するキャラクターグッズがあるが、いずれも本問の人気漫画のキャラクターが表示されていれば、漫画の著作権を侵害する。</p> <p>また、キャラクターグッズをもった、あるいはキャラクターのプリントされたシャツを着た人物を撮影した写真であっても、そのキャラクターであると分る程度の大きさで明瞭さをもっていれば、その写真をイベントで使用する場合は、漫画の著作権を侵害する。</p>
<b>関連法規</b>	著作権法2条1項1号、10条1項4号、35条1項。
<b>事例・判例等</b>	漫画において一定の名称、容貌、役割等の特徴を有するものとして反復して描かれている登場人物のいわゆるキャラクターは、著作物に当たらない（ポパイ・ネクタイ事件、最判平成9年7月17日、民集51巻6号2714頁）。
<b>関連するQ &amp; A</b>	キャラクターグッズをもった、あるいは、キャラクターのプリントされたシャツを着た人物を撮影した写真をイベント等で使うことは許されるか。

<b>分類</b>	ソフトウェア・電子データ等の扱い
<b>質問内容</b>	Q24 ソフトウェアに関する教材の作成においては、画面のコピーを使うだけでも著作権侵害になるのか。
<b>回答</b>	ソフトウェアが表示する画面が著作物といえる場合は、その画面のコピーを使うだけで原則著作権侵害となるが、授業に使用するための教材としてコピーする場合は一定の要件をみたせば著作権侵害とならない場合がある。
<b>対策</b>	著作権侵害となるか不明の場合は、ソフトウェアの製造元に確認をとっておく必要がある。
<b>解説</b>	<p>特定のソフトウェアを授業で紹介しようとする場合に、そのソフトウェアが表示する画面をコピーしたものを使用する必要がある。</p> <p>同じソフトウェアでもゲームソフトの場合には、通常、画面上に表示される映像が映画の著作物、美術の著作物に該当する。これに対し、いわゆるビジネスソフトウェアの場合は、ゲームソフトの場合ほど、その表示される入力画面等が映画の著作物、美術の著作物といえるかは明確ではない。しかし、ビジネスソフトウェアが表示する画面であっても、表現者の個性が著作権法上の保護に値する程度に表現されていれば、他の著作物と同様に著作物性が認められる。また、各画面相互の配列、牽連性に創作性がある場合には、美術の著作物や図形の著作物となりうる。</p> <p>このように、ソフトウェアが表示する画面も、一般的には著作物といえる場合が多いので、著作物といえる場合は、その画面のコピーを使うだけで、原則として著作権侵害となる。もっとも、ソフトウェアが表示する画面が著作物といえる場合であっても、授業で使用する教材として用いる目的の場合は、必要と認められる限度においてそのソフトウェアの表示する画面をコピーしても著作権侵害とはならない場合がある。但し、その要件は厳格に解すべきである。</p>
<b>関連法規</b>	著作権法2条1項1号、10条1項4号、同項6号、35条1項。
<b>事例・判例等</b>	「サイボウズ」事件（東京地裁H14. 9. 5判決、判例時報1811号127頁）。
<b>関連するQ &amp; A</b>	

<b>分類</b>	ソフトウェア・電子データ等の扱い
<b>質問内容</b>	Q25 ソフトウェアを作成する際、市販の図鑑から写真を取り込む場合に留意する点。
<b>回答</b>	図鑑の著作者、及び写真の著作者から許諾を得る必要がある。
<b>対策</b>	図鑑の出版社に、著作者の確認をしておくが良い。
<b>解説</b>	<p>写真の著作物性については、一般には、「撮影時刻、露光、陰影の付け方、レンズの選択、シャッター速度の設定、現像の手法等における工夫」のみならず、「撮影の対象物の選択、組み合わせ、配置等」被写体の決定自体についても著作権法上の保護に値する独自性が与えられることは十分あり得るとされている。したがって誰が写しても同じようにしかならない写真以外には著作物性があると考えべきである。</p> <p>なお、複製とは、印刷、写真、複写、録音、録画、その他の方法により有形的に再製することをいうから、イメージスキャナを用いて取り込みデジタルデータとして固定することも複製といえる。</p> <p>質問の場合、図鑑の個々の写真が、写真の著作物として保護される。しかし、それだけではなく、図鑑ではどのような写真を選択するか、選択した写真をどのように配列するかにつき創作性が認められる場合があり、そのときには編集著作物となる。この場合には図鑑の作成者も編集著作物の著作者としての権利を有する。</p> <p>したがって、市販の図鑑から写真を取り込む場合、写真の著作者（撮影者）からの許可と、場合によっては編集著作物たる図鑑の著作者の許可を得る必要がある。</p> <p>なお図鑑を作成するに際して図鑑の著作者と写真の撮影者との間で、写真の著作権についての譲渡契約がなされていることもあり、その場合には写真撮影者の許可は不要である。但し、著作権譲渡の有無については確認をしておく必要がある。</p>
<b>関連法規</b>	著作権法2条1項1号、10条1項8号、12条。
<b>事例・判例等</b>	「すいか写真」事件（東京高判平成H13年6月21日、判例時報1765号96頁）。
<b>関連するQ &amp; A</b>	

<b>分類</b>	ソフトウェア・電子データ等の扱い
<b>質問内容</b>	Q26 他人のソフトウェアの一部を利用して新たなソフトウェアを作成する場合に留意する点。
<b>回答</b>	ソフトウェアの一部をどのように利用するのか、それにより著作権侵害とならないのかが問題となる。
<b>対策</b>	利用の仕方により著作権侵害となりうるので、事前にソフトウェアの著作者の許諾を得ておくべきである。
<b>解説</b>	<p>ソフトウェアは、プログラムの著作物に当たる。著作権法は表現を保護するもので、アイデアを保護するものでないから、他人のソフトウェアの一部を利用する場合でも、そのプログラムの表現形式をそのまま利用するのではなく、その背景にあるアイデアを利用する場合には著作権侵害とはならない（但し、表現とアイデアの区別は困難であることが多い）。</p> <p>しかし、利用しようとするソフトウェアの一部に著作物性が認められる場合は、それを利用するときは著作権侵害の問題が生じる。したがって、他人のソフトウェアの一部を利用して新たなソフトウェアを作成する場合は、次のようになる。</p> <p>(1) プログラムを、そのまま利用する場合 その一部をコピーすると、著作権の侵害となる。</p> <p>(2) プログラムを改変したが、基のプログラムの表現の本質的特徴が残っている場合 翻案権の侵害、著作者人格権（同一性保持権）の侵害となる。</p> <p>(3) プログラムを改変した結果、基のプログラムの表現の本質的特徴が見られない場合 新たな著作物として保護され、基のソフトウェアの著作権侵害にはならない。</p> <p>上記（1）、（2）の場合は、ソフトウェアの著作者に許諾をしてもらう必要があるが、（3）の場合には、許諾は必要ない。しかし、（2）と（3）の区別は微妙である。</p>
<b>関連法規</b>	著作権法 2 条 1 項 1 号、10 号の 2、10 条 1 項 9 号、同条 3 項。
<b>事例・判例等</b>	
<b>関連する Q &amp; A</b>	

<b>分類</b>	ソフトウェア・電子データ等の扱い
<b>質問内容</b>	Q27 インターネット上のホームページの文章・写真・イラストをプリントアウトして生徒に配布してもよいのか。
<b>回答</b>	営利を目的としない学校その他の教育機関において、授業で使用するためであれば、必要と認められる限度という制限つきで配布することができる。
<b>対策</b>	著作権侵害となるか不明の場合は、ホームページの著作者に確認を取っておく必要がある。
<b>解説</b>	<p>著作権法は、「思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう。」と規定し（法2条1項1号）、どのような媒体によって記録、表示されるかについては何ら限定していない。すなわち、著作権法は文化的所産としての無体物である表現を保護しようとしたものであり、著作権法が特許権などともに知的財産権（無体財産権）と言われる所以である。</p> <p>インターネット上のホームページに表示された文章・写真・イラストも紙等の媒体に表示された著作物と同様に、著作物として保護される。</p> <p>したがってそれらをプリントアウトすることは原則として複製権の侵害となりうる。もっとも、学校その他の教育機関においては「教育を担当する者」が授業の過程で使用するために必要と認められる限りで公表された著作物を複製することができる。但し、著作権者の利益を不当に害しない場合でなければならない。</p> <p>すなわち、「授業の過程における使用に供することを目的」とする場合でなければならない。「授業の過程における使用」には、授業そのものに使用するほか、学校行事やクラブ活動、ゼミなどが含まれるが、授業と無関係のものは含まれない。</p> <p>また、著作物の種類、用途、その複製の部数、態様から著作権者の利益を不当に害しない場合でなければならない。</p>
<b>関連法規</b>	著作権法2条1項1号、35条1項。
<b>事例・判例等</b>	
<b>関連するQ&amp;A</b>	Q21 インターネット上の著作物は、ダウンロードして自由に使ってもかまわないのか。

<b>分類</b>	ソフトウェア・電子データ等の扱い
<b>質問内容</b>	Q28 友人から譲り受けたソフトウェアが違法コピーであることを知りながら授業で使 用した場合の問題点。
<b>回答</b>	原則として著作権の侵害となる。
<b>対策</b>	授業に使用しないことが原則であるが、どうしても使用したい場合は、著作者の許諾を得る必要 がある。
<b>解説</b>	<p>ソフトウェアは、プログラムの著作物となりうる。プログラムの著作物については、著作権違反に より作成された違法コピーであることを知りながら使用すると著作権の侵害とみなさる。</p> <p>その要件として、</p> <p>(1) 対象物 「プログラムの著作物の著作権を侵害する行為によって作成された複製 物」 ソフトウェアの違法コピーはまさにこれにあたる。</p> <p>(2) 行為 「業務上電子計算機において使用」 私的使用の場合には適用されない。本問では、授業で使用するのであるから、私的使用の範囲 を超え、業務上の使用となる。</p> <p>(3) 主観的要件 「複製品を使用する権原を取得した時に情を知っていた」 使用する権原を取得した時とは、その複製物の所有権、賃借権を取得した時を意味する。 なお、35条1項は授業で使用する目的での複製を認めているが、違法コピーの複製までをも認めた ものではない。 また、47条の2、1項はプログラム複製物の所有者が一定の場合に複製ができることを規定してい るが、この規定は違法コピーの所有者には適用されない。</p>
<b>関連法規</b>	著作権法2条1項1号、同項10号の2、10条1項9号、47条の2、1項、113条2項。
<b>事例・判例等</b>	
<b>関連するQ &amp; A</b>	

<b>分類</b>	ソフトウェア・電子データ等の扱い
<b>質問内容</b>	Q29 封印を開けると返品できないと明記されているソフトウェアを開封した場合、返却できるのか。
<b>回答</b>	原則として返却できない。
<b>対策</b>	必要不可欠なソフトウェアかどうか十分吟味した上で開封すべきである。
<b>解説</b>	<p>フロッピーディスク（FD）やコンパクトディスク（CD）等の記憶媒体に収納されて使用者に届けられるパッケージ型ソフトにおいては、開封契約（シュリンク・ラップ契約）又は（ブレイク・ザ・シール契約）といって、そのパッケージの外部に使用許諾契約の条項を明示し、使用者がパッケージを開封したときに明示された条項に従ったパッケージの封印を開け契約が成立したとするものがある。</p> <p>また、単に封印を開けただけでなく、登録葉書を送付したときに契約が成立するとするもの、開封して、コンピュータにおいて、そのソフトを使用したときに契約が成立するとするものもある。本来契約は当事者間の申込と承諾によって成立することから、単にパッケージを開封することが契約の承諾にあたるか、及び使用者が使用許諾契約の条項につき何の変更も求め得ない点が問題となる。</p> <p>パッケージソフトが、使用者の個性を問題とせず大量に生産流通されることから、使用者がパッケージを開封する前に使用許諾契約の条項を知ることができる場合には、特に一方的に使用者に不利な条項がない限り、契約は有効であるといえる。</p>
<b>関連法規</b>	民法526条2項。
<b>事例・判例等</b>	
<b>関連するQ &amp; A</b>	

<b>分類</b>	ソフトウェア・電子データ等の扱い
<b>質問内容</b>	Q30 予算の都合で半分しかバージョンアップできないソフトウェアについて、残りは次年度の予算で購入する見通しなので、今年度は残りの分についてはバックアップ用のソフトウェアを使用してもよいのか。
<b>回答</b>	残りの分についてはバックアップ用のソフトウェアを使用することはできない。
<b>対策</b>	残りの分については、旧バージョンのまま使用すべきである。
<b>解説</b>	<p>質問は、「例えば学校や会社などにおいてパソコン等のハードウェアが多数設置されており、そのハードウェアに各々1個ずつ同一のソフトウェアを購入しているが、予算の都合でそのソフトウェアの数の半分しかバージョンアップしたソフト（新バージョンソフト）を購入できなかったため、新バージョンソフトを使用できない残り半数のハードウェアにつき、新バージョンソフトのバックアップ用のソフトを使用してもよいのか。」というものとして回答する。</p> <p>ソフトウェアについての著作権は著作者にある。したがって著作物が固定されたFD又はCDROMを購入してその所有権を得ても、著作物を利用することが出来るだけで著作権まで取得できない。</p> <p>そしてソフトウェアの購入に際してはそのソフトウェアの使用許諾契約が掲示されており、それに同意しないと使用できないようになっている。その使用許諾契約は通常一個のソフトウェアを使用するハードウェアは一台に限るとの約定がある。</p> <p>したがって、それに違反してバックアップ用のソフトウェアを残りのハードウェアに使用することは使用許諾契約違反となる。</p>
<b>関連法規</b>	著作権法2条1項10号の2、10条1項9号、同条3項、47条の2、1項
<b>事例・判例等</b>	
<b>関連するQ &amp; A</b>	



<b>分類</b>	ソフトウェア・電子データ等の扱い
<b>質問内容</b>	Q31 リース契約で機材と一緒に一括購入したソフトウェアの登録葉書は学校名義で出すべきかリース会社名義で出すべきか。
<b>回答</b>	リース契約およびソフトウェア使用許諾契約の内容によると思われるが、通常、実際の使用者である学校名義で出す場合が多いであろう。
<b>対策</b>	取り敢えず学校名義で登録しておいた方がよいであろう。
<b>解説</b>	<p>ソフトウェアとともにコンピュータをリースで購入する場合、通常ファイナンス・リース契約である場合が一般である。いわゆるファイナンス・リース契約は、ユーザーが販売店と折衝のうえ選択したリース物件を、自ら購入するのに代えて、リース業者に購入させ、リース業者との間でリース契約を締結してその使用・収益をする一方、リース業者にリース料を支払うものである。したがって、形式的には所有権はリース業者にあり、ユーザーとリース業者との間は賃貸借の形を採ることとなる。</p> <p>しかし、このようなソフトウェアのリースについては、問題が指摘されている。すなわち、著作権法は、プログラムの著作物の複製物の所有者は、自ら当該著作物を電子計算機において使用するために必要と認められる限度において、当該著作物の複製又は翻案をすることができる」と規定している。しかし、リースを受けている者は所有者にあらず、リース業者も所有者であるとしても自ら使用するものに該当しない。したがって、いずれの者も使用するために必要と認められる限度の複製又は翻案ができなくなってしまう。そこで、このような不都合を回避するために、ファイナンス・リースはリース業者がユーザーに金融の便宜を供与するにすぎず、実質的所有者はユーザーであるとか、47条の2第1項の「所有者」とは「複製物を使用する権原を取得した者」と解すべきだ等の指摘がなされている。</p> <p>いずれにしても、リース契約で機材と一緒に一括購入したソフトウェアの登録葉書の名義をどうするかは、リース契約の内容およびソフトウェアの使用許諾契約の内容によることになる。</p>
<b>関連法規</b>	著作権法2条1項10号の2、10条1項9号、47条の2、1項。
<b>事例・判例等</b>	最判平成5年11月25日、金融法務事情第1395号49頁。
<b>関連するQ&amp;A</b>	

<b>分類</b>	ソフトウェア・電子データ等の扱い
<b>質問内容</b>	Q32 ソフトウェア業者にソース言語の提供を受けて改良し、使いやすくしたものを業者にも提供したときに留意する点。
<b>回答</b>	改良につき、業者から許諾を得ておくことが必要であるとともに、改良したソフトウェアの第三者による使用の許諾を求められることもある。
<b>対策</b>	ソフト業者との間で、改良されたソフトの第三者による使用許諾を定めておく。
<b>解説</b>	<p>プログラムとは電子計算機を機能させて一つの結果を得ることができるようにこれに対する指令を組み合わせたものとして表現したものをいう。ここで表現したものとは、ソースコード（ソースプログラム、ソース言語によるプログラム）だけではなく、オブジェクトコード（オブジェクトプログラム、マシン語によるプログラム）も含まれる。したがって、ソフトウェア業者から提供されたソース言語で記載されたプログラムは、ソフトウェア業者のプログラムの著作物に当たる。</p> <p>このように、ソースコードはプログラム業者の著作物であるから、これを使いやすくするために改良することは翻案となる。したがって、第三者が勝手に改良することは、著作権侵害となる。よって、改良にあたっては、ソフトウェア業者の許諾を受けておく必要がある。</p> <p>なお、翻案により、改良されたプログラムは、二次的著作物となる。二次的著作物の原著物の著作権者は、二次的著作物の利用に関し、二次的著作物の著作権者が有するものと同一の種類の権利を有する。したがって、ソフトウェア業者が改良したソフトウェアに対して複製権等を有することは問題ない。しかし、二次的著作物の著作権も当然その二次的著作物に対する著作権を有することから、業者が改良ソフトを新に販売する場合は、購入者がそれを使用しようとする、二次的著作物の著作権を侵害することになる。したがって、二次的著作物の著作権たる改良者の許諾も必要となる。</p>
<b>関連法規</b>	法2条1項10号の2、10条1項9号、同条3項、11条、27条、28条。
<b>事例・判例等</b>	
<b>関連するQ &amp; A</b>	

<b>分類</b>	ソフトウェア・電子データ等の扱い
<b>質問内容</b>	Q33 英文のホームページを翻訳して自分のホームページに掲載することは、著作権の侵害に当たるのかどうか。
<b>回答</b>	英文のホームページを翻訳して自分のホームページに掲載することは、原則として著作権の侵害に当たる。
<b>対策</b>	英文ホームページの著作権者の許可を得る必要がある。なお、著作権者が良く解らないような場合は、プロバイダに問い合わせると良い。
<b>解説</b>	<p>英文のホームページが外国の著作物の場合、ベルヌ条約、万国著作権条約及びWTO協定（TRIPS協定）、WIPO著作権条約を締結している外国で最初に発行された著作物は我が国の著作権法に基づき保護される。</p> <p>本問では英文のホームページの著作物が日本国の著作権法に基づき保護されることを前提として考える。</p> <p>外国語で記述された著作物を日本語に翻訳したものは二次的著作物にあたる。しかし、二次的著作物として著作権法で保護されても、原著作物の著作権者の権利には影響を及ぼさない。したがって、外国語の著作物をその著作者に無断で翻訳することは、翻案権の侵害となる。</p> <p>英文のホームページを翻訳することは、英文のホームページの著作物の翻案に当たる。それを自分のホームページに掲載することは、著作者人格権（同一性保持権）、著作権（複製権、送信権、送信可能化権）の侵害となる。</p>
<b>関連法規</b>	著作権法2条1項1号、同項11号、27条、28条。
<b>事例・判例等</b>	
<b>関連するQ &amp; A</b>	

<b>分類</b>	ソフトウェア・電子データ等の扱い
<b>質問内容</b>	Q34 自作のソフトウェアが偶然他人が作成したソフトウェアと似ていた場合に著作権の侵害となるのか。
<b>回答</b>	独自に作成したものであれば、著作権の侵害とならない。
<b>対策</b>	ありきたりの表現形式ではなく、なるべく独自の表現形式を使用するとよい。
<b>解説</b>	<p>著作物を創作した者が著作者であり、その著作物が偶然他人が作成していた著作物と似ていた場合にも独自の著作物として保護される。独自に作成したものであれば、結果的に他人の作成したものに似ていたとしても、著作権侵害とはならず、それぞれ別個の著作物として保護されることになる。</p> <p>著作権侵害となるには、単にその表現形式が似ているだけではなく、その著作物に依拠していなければならない。したがって、自作のソフトウェアが、偶然他人が作成したソフトウェアと似ていた場合には、そのソフトウェアに依拠していないのだから、著作権侵害とはならない。</p> <p>偶然似ていた場合は以上のとおりであるが、他人が作成したソフトウェアのアイデアを利用してソフトウェアを作成したらどうであろうか。アイデアを利用したことにより、表現形式まで似たものになれば、複製したと解されるが、表現形式が異なれば、アイデアを利用しただけでは著作権侵害とはならない。著作権で保護されるのは、表現でありアイデアではないからである。</p> <p>なお、デッドコピーや類似性はなはだしい場合には、経験則上、既存の著作物に依拠したと推定が働く。また、その他人が作成したソフトウェアに接する機会があったときには、依拠が認定されやすくなる。</p>
<b>関連法規</b>	法17条1項、21条。
<b>事例・判例等</b>	「ワン・レイニー・ナイト・イン・トーキョー」事件（最判昭和53年9月7日、判時906号38頁。
<b>関連するQ &amp; A</b>	

<b>分類</b>	フリーソフトの扱い
<b>質問内容</b>	Q35 フリー・ソフト、パブリック・ドメイン・ソフトは自由に使ってもよいのか。
<b>回答</b>	一定の範囲での使用は、無償で行うことはできるが、全く自由に使用することができるとは限らない。
<b>対策</b>	通常のパッケージソフトを購入した場合に許諾されている範囲での使用については、無償で行うことができるが、その範囲を越える使用をする場合は、それが使用許諾の範囲に含まれているか否かを確認する必要がある。
<b>解説</b>	<p>まずパブリック・ドメイン・ソフトウェアとは著作権者が著作権を全て放棄しているものをいい、利用者はこれを無償で自由に使用できる。ただし、著作権法自体は放棄の概念を定めていないので、厳密な意味でのパブリック・ドメイン・ソフトが日本に存在するかは問題であり、パブリック・ドメイン・ソフトといっても、通常、次のフリー・ソフト（フリー・ソフトウェア）の意味で使用されている場合が多いと思われる。</p> <p>これに対し、フリー・ソフト（フリーソフトウェア）は著作権者が著作権を放棄することなく、ユーザがその扱いを「自由」にできるソフトウェアのことであるが、「自由」の意味は場合によって異なる。「自由」の意味は主に2つあり、「無償で利用できる」という意味か、「ソースコードが入手でき、改変・再配布が制限なく行なえる」という意味で使われることが多い。フリーソフトウェアの中でも、特に、ソースコードが公開されているソフトウェアのことを「オープンソースソフトウェア」と呼ぶことがある。</p> <p>いずれにせよ、フリー・ソフトの著作権者が具体的に利用者にどのような制限を課すかは、そのソフトの使用許諾契約の内容によって決まり、非営利的な利用を自由に認めているものの、商業的利用には許諾が必要であるといった条件がついている場合も少なくない。</p>
<b>関連法規</b>	法17条、21条、35条1項。
<b>事例・判例等</b>	
<b>関連するQ&amp;A</b>	

<b>分類</b>	知的財産権の帰属
<b>質問内容</b>	Q36 自作のソフトウェアにも著作権があるのか。
<b>回答</b>	ソフトウェアに含まれるプログラム、システム設計書、フローチャートなど、創作性があればいずれも著作権が認められる。ただし、誰の著作権となるかは場合による。
<b>対策</b>	著作者がいずれになるか不明な場合は学校と協議しておく必要がある。
<b>解説</b>	<p>ソフトウェアといえば、通常コンピュータのプログラムのことをいう。著作権法は、プログラムについて、電子計算機すなわちコンピュータを機能させて一つの結果を得ることができるように、これに対する指令を組み合わせたものとして表現したものをいうと規定している。そして、著作物の例示としてプログラムの著作物を定めている。</p> <p>ただし、プログラムの著作物の保護は、プログラムの作成に用いられるプログラム言語、規約および解法には及ばない。また、著作物とは、思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいうから、全く創作性のないありふれた表現にもとづくプログラムは、著作物とは認められない。したがって、自作のプログラムも、創作性があれば著作物となり、著作権があることになる。</p> <p>なお、広義のソフトウェアには、プログラムの他にシステム設計書、フローチャートなどが含まれる。これらのものについては、言語の著作物あるいは場合によっては図面の著作物として著作物が認められている。したがって、これらのものも、創作性が認められれば、著作権があるということになる。</p> <p>ところで、著作権が認められる場合、著作権者は原則としてそのソフトウェアを創作した者であるが、学校の指示で教師が職務上教材として作成したような場合は、法人著作物となり、学校が著作権者となる。</p>
<b>関連法規</b>	著作権法 2 条 1 項 10 号の 2、10 条 1 項 9 号、10 条 3 項、10 条 1 項 1 号。
<b>事例・判例等</b>	
<b>関連する Q &amp; A</b>	<p>Q37 職務としてソフトウェアを作成した場合、その著作権は作成者のものとはならず、自動的に学校のものになってしまうのか。</p> <p>Q38 教材として作成したソフトウェアプログラムのコピーを友人に譲渡することが許されるのか。</p>

<b>分類</b>	知的財産権の帰属
<b>質問内容</b>	Q37 職務としてソフトウェアを作成した場合、その著作権は作成者のものとはならず、自動的に学校のものになってしまうのか。
<b>回答</b>	ソフトウェアの中でもプログラムについては、職務上当該プログラムの作成が予期、予定されているものであれば、学校が著作者となる。システム設計書、フローチャート等については、職務上作成が予期、予定され、学校の名前で公表されるものについては、学校が著作者となる。
<b>対策</b>	自己のものとして認めて欲しい場合は、学校と特別な定めをしておく必要がある。
<b>解説</b>	<p>法人その他の使用者の発意に基づきその法人等の業務に従事する者が職務上作成するプログラム以外の著作物については、その法人等が自己の名義の下に公表するものは、その作成の時における契約、勤務規則その他に別段の定めがない限り、その法人等が著作者となる。これは、法人等の業務に従事する者が職務上作成する著作物について、著作権及び著作人格権の帰属主体を単純化し法人等がそれを業務上取り扱う際に支障のないようにしたものである。ここで、法人その他の使用者の発意とは、具体的な指示、承諾がなくても、職務上作成することが予期、予定されていれば、法人等の発意があると解される。なお、法人等が著作者となるには、法人等の名前で公表されることが必要である。</p> <p>これに対し、プログラムの著作物については、法人等の業務に従事する者が職務上作成する限り、その作成時における契約、勤務規則その他に別段の定めがない限り、その法人等が著作者となる。これは、他の著作物と異なり、プログラムの著作物については、本来公表を予定していないものが多いだけでなく、仮に公表されとしても、ROMに固定され機械に組み込まれるプログラムのように、無名又は作成者以外の名義で公表される場合が多いからである。</p> <p>したがって、プログラムについては、通常職務として作成した場合、自動的に学校のものとなる。</p>
<b>関連法規</b>	著作権法15条1項、同条2項、2条1項10号の2、10条1項9号。
<b>事例・判例等</b>	
<b>関連するQ &amp; A</b>	<p>Q36 自作のソフトウェアにも著作権があるのか。</p> <p>Q38 教材として作成したソフトウェアプログラムのコピーを友人に譲渡することが許されるのか。</p>

<b>分類</b>	知的財産権の帰属
<b>質問内容</b>	Q38 教材として作成したソフトウェアプログラムのコピーを友人に譲渡することが許されるのか。
<b>回答</b>	職務上作成したソフトウェアプログラムは、所属法人たる学校が著作権となるから、勝手に友人に譲渡することはできない。
<b>対策</b>	学校との間で、自己が著作権となる旨の定めをしておくか、譲渡についての許諾を得る必要がある。また、一部他人の公表されたプログラムを複製している場合は、その著作権者の許諾も必要となる。
<b>解説</b>	<p>法人等の発意に基づきその法人等の業務に従事する者が職務上作成するプログラムは、その作成の時における契約、勤務規則その他に別段の定めがない限り、その法人等が著作権となる。これは、法人等の業務に従事する者が職務上作成するプログラムについて、著作権及び著作権者人格権の帰属主体を単純化し法人等がそれを業務上取り扱う際に支障のないようにしたものである。</p> <p>これにより、職務上教材として作成したプログラムは、所属法人たる学校が著作権となるから、そのプログラムの著作権及び著作権者人格権は、いずれも学校に帰属することになる。したがって、著作権の一つである譲渡権も学校に帰属することになるから、これを勝手に友人に譲渡することはできない。</p> <p>なお、職務時間外だからということだけで当然に職務上ではないとはいいきれないが、自宅のパソコンで、しかも学校の資料を全く使用せず、自己の資料だけで作成し、職務上作成したプログラムとは言えない場合は、作成者自身が著作権となる。したがって、このような特別な場合は譲渡できる場合があるが、この場合も、35条で許される公表されたプログラムを複製している場合は、目的外譲渡はできないから、勝手に譲渡することはできないことになる。</p>
<b>関連法規</b>	著作権法15条2項、26条の2、35条、47条。
<b>事例・判例等</b>	
<b>関連するQ &amp; A</b>	<p>Q36 自作のソフトウェアにも著作権があるのか。</p> <p>Q37 職務としてソフトウェアを作成した場合、その著作権は作成者のものとはならず、自動的に学校のものになってしまうのか。</p>



<b>分類</b>	知的財産権に関する周知
<b>質問内容</b>	Q39 著作権の保護される期間。
<b>回答</b> 著作権の保護期間は、原則として、著作者が著作物を創作したときから著作者の死亡後50年を経過したときまでである。ただし、著作物の種類により、別途保護期間が定められているものもある。なお、著作者人格権は一身専属権なので、著作者の死亡により消滅するが、一定の場合に保護されている。	
<b>対策</b> 保護期間が曖昧な場合は、著作者の死亡時や著作物の公表時を確認しておく必要がある。	
<b>解説</b> 著作権は、保護期間として一定の存続期間が定められている。これは、著作者に権利を認めて保護することが大切である一方、永久にその著作物が利用できなくなるとすると、文化の発展が著しく阻害されることになるので、その両者の調和をはかったものである。 著作権の保護期間は、著作権法で別段の定めがある場合を除き、原則として、著作者が著作物を創作したときに始まり、著作者の死後50年を経過するまで存続する。 別段の定めとしては、まず、無名又は変名の著作物の保護期間の規定がある。この場合は、著作物の公表後50年を経過するまでである。ただし、公表後50年以内であっても、著作者の死後50年を経過していることが明らかであれば、その時点までとなる。次に、団体名義の著作物の保護期間の規定がある。この場合も、著作物の公表後50年を経過するまでである。ただし、創作後50年以内に公表されなかったものは、創作後50年を経過するまでとなる。また、映画の著作物の保護期間としては、公表後70年（創作後70年以内に公表されなかったときは、創作後70年）と定められている。 これらに対し、著作者人格権は一身専属権なので、著作者の死亡により当然に消滅するが、著作物を公衆に提供し、または提示をするものに関し、著作者の死後も著作者人格権の侵害となるような、公表権、氏名表示権、同一性保持権を侵害する行為を行うことはできないとされている。 なお、保護期間の計算方法は、計算を簡単にするため、すべての期間は、死亡、公表、創作した年の翌年の1月1日から起算することになっている。	
<b>関連法規</b> 著作権法51、52条、53条、54条、57条、60条。	
<b>事例・判例等</b>	
<b>関連するQ &amp; A</b>	

<b>分類</b>	知的財産権に関する周知
<b>質問内容</b>	Q40 作者の著作権上の権利が他人に譲渡できるか。
<b>回答</b>	著作権は、その全部または一部を譲渡することができる。しかし、著作権のうち、著作者人格権は、著作者の一身に専属し、譲渡することはできない。
<b>対策</b>	譲渡しようとする権利が、著作者人格権か否かを確認する必要がある。
<b>解説</b>	<p>著作者が享有する権利たる著作権には、精神的側面に係わる人格的利益に関する著作者人格権と、財産的利益に関する財産権としての狭義の著作権とがある。</p> <p>財産権の譲渡は、私有財産制度および契約自由の原則から原則認められるものであり、著作権法も、財産権としての著作権については、その全部又は一部を他人に譲渡することができる旨を明記している。ここで、その全部又は一部を譲渡することができるとは、財産権としての著作権には、複製権等の支分権的権利と、二次的著作物に関する権利の集合体であるため、その全部だけでなく、そのうちの一部だけについても譲渡することができるということである。また、各国毎や日本国内においても一定の地域に限定して譲渡することや、期間付きで時間的に限定して譲渡することもできる。なお、著作権の譲渡は、あくまで不要式契約であるから、登録しなくても効力が生じ、登録は第三者に対抗するための要件にすぎない。</p> <p>これに対し、著作権の中でも、公表権、氏名表示権、同一性保持権といった、人格的利益に関する著作者人格権については、これらを他人に譲渡することはできない。これは、著作者人格権は、もっぱら著作者のみに帰属する権利であり、いわゆる一身専属的な権利だからである。なお、譲渡が許されないということは、質権を設定することも、差押えを行うことも許されないということである。</p>
<b>関連法規</b>	著作権法26条の2、61条、77条。
<b>事例・判例等</b>	
<b>関連するQ &amp; A</b>	Q42 ソフトウェアプログラムの登録制度とは。

<b>分類</b>	知的財産権に関する周知
<b>質問内容</b>	Q41 (Copyright) マークの意味。
<b>回答</b>	登録について方式主義を取っている国に対しては、マークを付すことにより登録されているものとみなされて保護されるという意味がある。これに対し、我が国のように無方式主義の国では、マークの有無にかかわらず当然に保護されるので、もっぱら、著作者名、所在、発行年月日等を公示するための意味で使用されている。
<b>対策</b>	中南米などの無方式主義に著作物を輸出するような場合は、マークをつけておく必要がある。
<b>解説</b>	<p>著作権の基本条約である「ベルヌ条約」では、著作権は、申請・審査・登録などの手続を一切必要とせず、著作物が創作された時点で自動的に付与されるという無方式主義が採られている。これに対して、ベルヌ条約に加盟していない国においては、著作権を得るためには政府機関への登録が必要であるという方式主義を採っている国がある。このため、無方式主義を採っている国の著作物は、方式主義を採っている国においては、その国で登録を受けないと保護されないということになる。しかし、これでは無方式主義を採っている国の著作者にとって非常に煩雑なことを強いることになる。そこで、1952年に万国著作権条約が制定され、この問題の解決がはかられた。すなわち、この条約加盟国間では、最初の発行の時から発行された全ての複製物に適切なマークを付せば、方式主義国内においても保護が受けられるとされた。</p> <p>従前、主要国の殆どがベルヌ条約に加盟しており、方式主義を採る国は、一部の中南米諸国と、主要国としてはアメリカぐらいであったが、アメリカも1989年にベルヌ条約に正式加盟したので、現在では、マークは、もっぱら、著作者名、所在、発行年月日等を公示するための意味で使用されている。</p>
<b>関連法規</b>	著作権法17条2項、75条、76条、76条の2、77条、78条、78条の2。
<b>事例・判例等</b>	
<b>関連するQ&amp;A</b>	Q43 著作権に関する国際条約について。

<b>分類</b>	知的財産権に関する周知
<b>質問内容</b>	Q42 ソフトウェアプログラムの登録制度とは。
<b>回答</b>	著作権は登録を要せず、著作物が創作された時点で自動的に発生する。ただし、一定の事項については、第三者対抗要件として登録制度が設けられている。このうち、ソフトウェアとしてのプログラムの著作物については、その特殊性から特に別個の登録制度が設けられている。
<b>対策</b>	ソフトウェアとしてのプログラムについて著作権が争いになると思われるような場合は、一定事項を登録しておいた方がよい。
<b>解説</b>	<p>我が国は、ベルヌ条約加盟国として、著作権の享有には、登録などいかなる方式も要しないとしている。従って、著作権は、著作物が創作された時点で自動的に発生する。ただし、第三者との関係において、著作権に関する事実関係の公示や、譲渡における取引の安全確保等のために、一定の事項について登録制度が設けられている。</p> <p>著作権の登録制度として認められているものとしては、まず、無名又は変名で公表された著作物の著作者による実名の登録がある。また、保護期間に関係する第一発表年月日の登録がある。さらに、権利の変動と第三者に対抗するための、著作権、著作隣接権の移転等の登録がある。また、出版に関する権利の変動を第三者に対抗するための、出版権の移転等の登録がある。</p> <p>これに対し、ソフトウェアとしてのプログラムの著作物については、その一般の著作物と異なる特殊性から、特に別個の登録制度が設けられている。まず、登録内容としては、実名の登録、第一発行年月日の登録、著作権の移転等の登録については、通常の著作物と異なるところはないが、プログラムの著作物は公表になじみにくいところから、特に創作年月日の登録が認められている。また、登録方法についても、通常の著作物については文化庁に登録する必要があるが、プログラムの著作物については、財団法人ソフトウェア情報センターが、文化庁長官の指定を受けた登録機関として、登録事務を行っている。</p>
<b>関連法規</b>	著作権法10条1項9号、75条、76条、76条の2、77条、78条の2。
<b>事例・判例等</b>	
<b>関連するQ &amp; A</b>	Q40 作者の著作権上の権利が他人に譲渡できるか。

<b>分類</b>	知的財産権に関する周知
<b>質問内容</b>	Q43 著作権に関する国際条約について。
<b>回答</b> 著作権に関する国際条約としては、ベルヌ条約、万国著作権条約、WIPO著作権条約(WCT)などがある。また、著作隣接権に関するものとして、実演家等保護条約、レコード保護条約、WIPO実演・レコード条約(WPPT)などがある。また、両者に関するものとしてTRIPS協定がある。	
<b>対策</b> 外国の著作物を利用する場合は、著作権に関する国際条約も検討しておくが良い。	
<b>解説</b> 著作物等は、国内に止まらず、国際的に利用されているため、国際的な保護制度の整備が必要となる。そのために、各国はさまざまな条約を締結しているのが実情である。 著作権に関する条約としては、まずベルヌ条約がある。ベルヌ条約は、著作権の享有や行使には登録などのいかなる方式も必要としないとする無方式主義をとっている。また、同盟国が外国人の著作物を保護する場合は、自国民の保護と同様の保護を与えなければならないという内国民待遇をとっている。 次に、万国著作権条約は、無方式主義のベルヌ同盟国と方式主義諸国との架橋条約として締結されたものである。ここでは、マーク、著作権者名、最初の発行年を表示すれば方式主義の締約国においても、登録を行ったものとみなされるとしている。 また、著作権に関するものとしては、著作権に関する世界知的所有権機関条約(WCT、又はWIPO著作権条約)がある。 著作隣接権に関するものとして、実演家、レコード製作者及び放送機関の保護に関する国際条約(実演家等保護条約又はローマ条約)、許諾を得ないレコードの複製からのレコード製作者の保護に関する条約(レコード保護条約)、実演及びレコードに関する世界私的所有権機関条約(WPPT、又はWIPO実演・レコード条約)などがある。 また、両者に関するものとして知的所有権の貿易関連の側面に関する協定(TRIPS協定)がある。TRIPS協定は、著作権のほか、商標、意匠、特許など知的財産権全般について、ベルヌ条約やパリ条約などの関連条約を補完し、強化するとともに、紛争解決手段についても併せて規定している。	
<b>関連法規</b> ベルヌ条約5条、万国著作権条約2条、同3条。	
<b>事例・判例等</b>	
<b>関連するQ &amp; A</b> Q41 © (Copyright) マークの意味。	

<b>分類</b>	職員の業務の範囲と権利
<b>質問内容</b>	Q44 企業との共同研究に訓練施設側から参画し、成果として特許申請を行うこととなったが、発明者の所属や氏名の扱いについてどのように対処すべきか。
<b>回答</b>	企業との間で規定を定め、それにより対処すべきである。
<b>対策</b>	企業との共同研究について取り扱う部署を特別に設け、そこにおいて、企業との共同研究に関して生じる諸々の問題についてあらかじめ規定しておく、それに基づいて、企業との間で、特許申請に際し、共同特許とするのかそれともどちらかの特許とするのか、発明者の取扱いをどうするか等について、あらかじめ定めておくべきである。
<b>解説</b>	<p>企業との共同研究を実施するにあたって、その成果物をどのように扱うかについては、通常、企業との間であらかじめ具体的な規定を定めておくのが一般的である。特に、昨今の国立大学の独立行政法人化や産学連携の推進により、文部科学省系の大学では、産学連携センターとか、産学共同センター等の名称で、産学連携推進のための組織を立ち上げ、そこにおいて、企業との共同研究を実施するにあたっての取決め、知的財産権の取扱い等について、詳細な規定を設けるようになっており、これに基づいて、各企業との間で具体的な取決めを行っている。</p> <p>知的財産権の取扱いについては、例えば、大学における知的財産権の帰属に関する基本的考え方を明らかにするとともに、発明の届出、特許性の評価、成果物の管理等について規定を設け、それにもとづいて、企業との間で、出願をどうするか、共同特許とするのかそれともどちらかの特許とするのか、発明者の扱いをどうするか等についての取決めがなされている。このような取決めがなされていないと、結局、特許申請に際して生じる諸々の問題の解決がつかなくなってしまうことになるからである。</p>
<b>関連法規</b>	
<b>事例・判例等</b>	
<b>関連するQ &amp; A</b>	Q46 企業との共同研究において、当施設の指導員が製品のデザインを担当した。完成した作品を、企業側がコンテストに応募し、賞を受賞した。この作品の商標権、意匠権等は企業側が取得した場合、デザインを担当した指導員の扱いをどうしたらよいか。

<b>分類</b>	職員の業務の範囲と権利
<b>質問内容</b>	Q45 ある市の産業振興の一環として観光キャラクターの作成に当組織の指導員が協力し、作成した作品が採用されることとなったが、事前に市側からは、商標登録に関する説明が無かった場合、商標登録に際してどのように扱うべきか。
<b>回答</b>	市側との話し合いにより、その扱いを決めるべきである。
<b>対策</b>	市側との間で、あらかじめ共同事業の成果物についての取決めをしておくべきであり、その取決めにもとづいて、具体的な商標登録をどうすべきかを決めておくが良い。
<b>解説</b>	<p>商標とは、文字、図形、記号若しくは立体的形状若しくはこれらの結合又はこれらと色彩との結合であって、業として商品または役務に使用するものをいう。商標は、指定商品あるいは指定役務という各類毎に登録されるもので、同一あるいは類似する類でなければ、同じロゴやマークであっても登録が可能である。また、普通名称、産地・数量の普通の表示、ありふれた氏名・名称、国旗等の一定の不登録要件の定めがあるが、特許、実用新案、意匠という他の産業財産権と異なり、創作性は登録要件となっていない。したがって、極端な話、すでにあるロゴやマークを商標として登録しても、それだけで当然に不登録となるわけではない。もっとも、登録商標の使用が、使用の態様により、商標登録出願前に出願されていた他人の特許権、実用新案権、意匠権、または出願前に生じた他人の著作権と抵触するときは、その登録商標を使用することはできない。しかし、その場合でも当然直ちに登録が取り消されるわけではない。</p> <p>質問の場合、作成されたキャラクターが著作物といえるか、その場合の著作権が何処に帰属するのか必ずしも明確ではないが、いずれにせよ、著作物性が認められ、著作権の帰属する者が明確となったとしても、それと商標登録とは直接に結びつくものではない。したがって、市側と十分話し合った上で、商標登録についてどうするかを決める必要がある。</p>
<b>関連法規</b>	商標法2条1項、4条、29条。
<b>事例・判例等</b>	
<b>関連するQ &amp; A</b>	

<b>分類</b>	職員の業務の範囲と権利
<b>質問内容</b>	Q46 企業との共同研究において、当施設の指導員が製品のデザインを担当した。完成した作品を、企業側がコンテストに応募し、賞を受賞した。この作品の商標権、意匠権等は企業側が取得した場合、デザインを担当した指導員の扱いをどうしたらよいか。
<b>回答</b>	企業との間で定めた規定により、その指導員の扱いを決めるべきである。
<b>対策</b>	企業との共同研究を行うに際し、企業との間で、共同研究の実施要綱、成果物の取扱い、産業財産権の申請、権利の帰属、実際に寄与した者の取扱いなど、具体的な規定をあらかじめ定めておいて、それに基づいて、指導員の扱い等を具体的に決めることが必要である。
<b>解説</b>	<p>商標とは、文字、図形、記号若しくは立体形状若しくはこれらの結合またはこれらと色彩との結合であって、業として商品または役務に使用するものをいう。また、意匠とは、物品（物品の部分を含む）の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であって、視覚を通じて美感を起させるものをいう。さらに、著作物とは、思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう。このうち意匠と著作物との関係で、工業製品が意匠の対象になるとして、工業製品のような応用美術が著作物となるかは争いがあるが、一般には、美術著作物としての創作性があるかによって、著作物となりうると解されている。また、平面的にせよ立体的にせよデザインが商標となりうることは問題がない。</p> <p>質問のデザインの場合、コンテストで受賞する程であるから、著作物性が認められる場合が多いと解される。その場合、企業との共同著作物となるのか、指導員の単独著作物となるのか、また、職務著作との関係はどうなるのか等さまざまなことが問題となりうる。また、企業との関係でも、成果物の扱いをどうするのか、意匠や商標などの産業財産権の申請をどうするのか、その場合の権利帰属をどうするのか、権利取得できた場合に実際に担当した者の扱いをどうするか等の問題が生じる。したがって、企業との間で、共同研究の実施要綱、成果物の取扱い、産業財産権の申請、権利の帰属、実際に寄与した者の取扱いなど、具体的な規定をあらかじめ定めておく必要がある。</p>
<b>関連法規</b>	商標法2条1項、意匠法2条1項、著作権法2条1項1号、同項12号、15条。
<b>事例・判例等</b>	
<b>関連するQ &amp; A</b>	Q44 企業との共同研究に訓練施設側から参画し、成果として特許申請を行うこととなったが、発明者の所属や氏名の扱いについてどのように対処すべきか。



<b>分類</b>	知的財産権に関する指導
<b>質問内容</b>	Q47 ある企業の特許を含んだ製品が教材として良いので、生徒に分解、実験、又は試作等を行うことはできるのか。
<b>回答</b>	原則として分解、実験、試作等を行うことはできない。ただし、特許権者等の正当な権利者から購入した製品であれば、分解、実験を行うことはできる。
<b>対策</b>	その教材として用いようとしている製品の製造メーカーに、許権者を有しているか、あるいは実施許諾を受けているか確認しておくことが必要である。
<b>解説</b>	<p>特許権者は、業として特許発明の実施をする権利を専有する。よって、他人の特許発明を業として実施すると特許権侵害となる。</p> <p>「業として」の実施とは、個人的・家庭的な実施以外のものを指し、営利事業に限られない。したがって、営利を直接目的としていない大学や学校の授業等における実施も「業として」の実施と解される。</p> <p>一方、「試験又は研究」のためにする実施には特許権の効力が及ばない。ここで、「試験又は研究」の範囲については、技術の進歩を目的とする行為、すなわち特許性の調査、機能調査、改良・発展を目的とする試験に限定される。</p> <p>授業において、教材として分解、実験、又は試作等を行う行為は、企業で行う新製品の開発のような技術の進歩を目的とするものではないから、特許法にいう「試験又は研究」のためにする実施とは言えない。</p> <p>したがって、特許を含んだ製品を教材に良いからといって、授業で勝手に分解、実験又は試作等することは特許権侵害となる。</p> <p>ただし、特許権者は、その自ら販売した特許製品については特許権を主張することはできないので（消尽論）、特許権者自身、あるいは特許権者から実施許諾を受けた者が販売している製品の場合は、それを分解、実験することはできる。</p>
<b>関連法規</b>	特許法2条3項、68条、69条1項。
<b>事例・判例等</b>	除草剤を販売するために必要な登録を得るための公的機関への試験委託は、「試験又は研究」のためにする実施とはいれないとされた事例（東京地判昭和62年7月10日、無体裁集19巻2号231頁）。
<b>関連するQ&amp;A</b>	Q48 製品化はされていないが企業の特許技術と思われるものを、教材として適当と判断したので生徒に再現実験で見せてもよいか。

<b>分類</b>	知的財産権に関する指導
<b>質問内容</b>	Q48 製品化はされていないが企業の特許技術と思われるものを、教材として適当と判断したので生徒に再現実験で見せてもよいのか。
<b>回答</b>	実施許諾を受けない限り、原則として再現実験で見せることはできない。
<b>対策</b>	特許原簿により特許登録の有無と特許権者を確認し、特許となっている場合は、実施許諾を受けておく必要がある。
<b>解説</b>	<p>特許権者は、業として特許発明の実施をする権利を専有する。よって、他人の特許発明を業として実施すると特許権侵害となる。ただし、「試験又は研究」のためにする実施には特許権の効力が及ばない。</p> <p>「業として」の実施とは、個人的・家庭的な実施以外のものを指し、営利事業に限られない。したがって、営利を直接目的としない大学や学校の授業等における実施も「業として」の実施と解される。</p> <p>一方、「試験又は研究」のためにする実施とは、技術の進歩を目的とする行為、すなわち特許性の調査、機能調査、改良・発展を目的とする試験に限定される。したがって、授業において再現実験することは、企業で行う新製品の開発のような技術の進歩を目的とするものではないから、特許法にいう「試験又は研究」のためにする実施とは言えない。</p> <p>したがって、企業の特許技術と思われるものを、教材として適当と判断したとしても、勝手に再現実験で見せることは特許権侵害となる。</p> <p>なお、特許権者は、その自ら販売した特許製品については特許権を主張することはできない（消尽論）が、質問の場合は未だ製品化されていないのであるから、消尽が問題となる事案ではない。</p>
<b>関連法規</b>	特許法 2 条 3 項、68 条、69 条 1 項、66 条 1 項。
<b>事例・判例等</b>	後発医薬品について承認申請するため必要な試験を行うことは「試験又は研究」のためにする実施とした事例（最判平成11年 4 月16日、判時1675号37頁）。
<b>関連する Q &amp; A</b>	Q47 ある企業の特許を含んだ製品が教材として良いので、生徒に分解、実験、又は試作等を行うことはできるか。

<b>分類</b>	知的財産権に関する罰則
<b>質問内容</b>	Q49 出所の明示義務違反をした場合の罰則規定。
<b>回答</b>	出所の明示義務違反をした者は、50万円以下の罰金となる。
<b>対策</b>	出所明示が必要的か不明なときは、必ず出所明示をしておいた方がよい。
<b>解説</b>	<p>著作者は、著作者人格権と著作権を享有している。したがって、第三者が著作物を勝手に利用することはできない。第三者がこれらを利用するためには、原則として著作権者から許諾を受ける必要がある。</p> <p>ただし、著作物の公正な利用あるいは公益的見地から、著作権法は、著作物の例外的な無断使用ができる場合をいくつか定めており、その中でも特に出所の明示を義務づけているものがある。すなわち、引用、教科用図書等への掲載、点字による複製等、裁判手続等における複製、美術の著作物等の展示に伴う複製の場合は、出所の明示をしなければならない。また、学校教育番組の放送等、時事問題に関する論説の転載等、政治上の演説等の利用の場合も出所を明示しなければならない。</p> <p>なお、引用において複製以外の方法で利用する場合、学校その他の教育機関における複製等、試験問題としての複製等、営利を目的としない上映等、時事の事件の報道のための利用、公開の美術の著作物等の利用の場合は、出所明示の慣行がある場合は出所の明示が必要となる。また、著作隣接権の制限についても、一部出所明示の慣行がある場合に、出所の明示を義務づけているものがある。</p> <p>これら、出所の名義が義務づけられている場合に、出所の名義を怠った場合は、50万円以下の罰金に処せられる。これは、著作者人格権、著作権等の侵害は、著作権法制度という、単なる個人的法益を陵駕した社会的法益を侵害するものと解されるからである。</p>
<b>関連法規</b>	著作権法48条、122条。
<b>事例・判例等</b>	
<b>関連するQ &amp; A</b>	

<b>分類</b>	知的財産の管理
<b>質問内容</b>	Q50 著作権を得るために必要な手続き。
<b>回答</b>	<p>著作者については、著作物の創作と同時に著作権を取得するので、特別な手続は必要ない。他人の著作権を得るには譲渡を受ける必要があり、それを第三者に対抗するには、登録する必要がある。</p>
<b>対策</b>	<p>自己の著作物であれば問題はないが、他人の著作物の著作権の譲渡を受ける場合は、登録をしておいた方よい。</p>
<b>解説</b>	<p>著作権の享有や行使に一定の方式を必要とするかいなかについて、いかなる方式も必要としないという無方式主義と、登録等一定の方式を必要とする方式主義とがある。ベルヌ条約は無方式主義を規定しており、我が国はベルヌ条約に加盟しているので、無方式主義を採用している。したがって、著作者が著作権を取得するには、登録などのいかなる方式も必要とせず、著作物の創作と同時に著作権を取得することになる。よって、著作者が著作権を得るためには、特別な手続は必要ない。</p> <p>なお、他人の享有する著作権を得るためにはその譲渡を受ける必要がある。もっとも、民法の契約自由の原則により、譲渡を受けるために特に決まった方式はない。一般の財産権と同様通常の譲渡契約によることになる。ただし、著作権の移転又は処分については、登録しなければ第三者に対抗することができないとされている。よって、譲渡を受けたことを第三者に対抗するには、一定の登録をする必要がある。</p> <p>著作権の移転の登録は、原則として文化庁に対して行う。ただし、プログラムの著作物の移転の登録については、特別に、財団法人ソフトウェア情報センターに対して行うことになる。</p>
<b>関連法規</b>	<p>ベルヌ条約5条、77条、78条、78条の2。</p>
<b>事例・判例等</b>	
<b>関連するQ &amp; A</b>	<p>Q40 作者の著作権上の権利が他人に譲渡できるか。</p> <p>Q42 ソフトウェアプログラムの登録制度とは。</p> <p>Q43 著作権に関する国際条約について。</p>

<b>分類</b>	知的財産の管理
<b>質問内容</b>	Q51 学校で購入したソフトウェアを職場の机上のパソコンと出張用のパソコンの両方にインストールしてもよいのか。
<b>回答</b>	特別に許諾されていない限り、職場の机上のパソコンと出張用のパソコンの両方にインストールすることはできない。
<b>対策</b>	ソフトウェア販売会社と学校の両方の許諾を得ておく必要がある。
<b>解説</b>	<p>学校でソフトウェアを購入する場合、パッケージ商品として購入するケースが多いと思われる。パッケージ・ソフトについては、その一般的使用条件としては、一度に1台のコンピュータでのみの使用が認められているのが通常である。そして、マニュアルに記載されている範囲でのバックアップ・コピー（通常1個だけとされている。）を作成することができる。そして、ソフトウェアの再使用許諾や、貸与・譲渡・レンタルについて禁止事項とされているのが一般である。</p> <p>なお、学校などでパッケージ・ソフトを購入する場合、複数のソフトウェアと、1組の関連資料が一つのパッケージとなって供給されている、いわゆる「スクールパック」を購入するケースが多いと思われる。「スクールパック」の場合、「〇〇本セット」といったように、インストールできる数だけの複数のソフトウェアが含まれている。この場合は、インストールできる数以内であれば複数のコンピュータにインストールすることができる。しかし、その場合でも、通常、学校内におけるコンピュータにインストールすることが予定されているのが通常で、学校外のコンピュータにインストールすることまでは許諾されていないのが一般的である。</p> <p>したがって、質問の場合、一般的には、職場の机上のパソコンと出張用のパソコンの両方にインストールすることはできない。</p>
<b>関連法規</b>	著作権法21条、10条1項9号。
<b>事例・判例等</b>	
<b>関連するQ&amp;A</b>	<p>Q52 学校で購入したソフトウェアを自宅に持ち帰って使用してもよいのか。</p> <p>Q53 市販のプログラムを学校間で貸し出すことができるのか。</p>

<b>分類</b>	知的財産の管理
<b>質問内容</b>	Q52 学校で購入したソフトウェアを自宅に持ち帰って使用してもよいのか。
<b>回答</b>	特別に許諾されていない限り、学校で購入したソフトウェアを自宅に持ち帰って使用することはできない。
<b>対策</b>	ソフトウェア販売会社と学校の両方の許諾を得ておく必要がある。
<b>解説</b>	<p>学校で購入したソフトウェアが教育用ソフトウェアの場合、一般に特別の使用条件が付されている。例えば、学校での教育目的以外の使用を禁止するとともに、学校内または教室内での使用のみ許諾し、受講生や講師が自宅に持ち帰って使用することを禁止しているのが通常である。これは、教育用ソフトウェアとして特別の料金設定としていることにも関係しているが、学校外に持ち出すことによって、不正コピーを誘発しかねないので、それを防止する趣旨でもある。したがって、学校で購入した教育用ソフトウェアを自宅に持ち帰って使用することは通常できない。</p> <p>なお、学校で購入したソフトウェアが、ウィンドウズなどのOSや、表計算ソフトなどのような基本ソフトウェアの場合は、パッケージ商品として購入する場合は通常と思われる。パッケージ・ソフトについては、その一般的使用条件として、一度に1台のコンピュータのみで使用が認められているのが通常である。また、ソフトウェアの再使用許諾や、貸与・譲渡、レンタルについても一般的に禁止されている。したがって、この場合も、学校で購入したソフトウェアを自宅に持ち帰って使用することはできない。</p>
<b>関連法規</b>	
<b>事例・判例等</b>	
<b>関連するQ &amp; A</b>	<p>Q51 学校で購入したソフトウェアを職場の机上のパソコンと出張用のパソコンの両方にインストールしてもよいのか。</p> <p>Q53 市販のプログラムを学校間で貸し出すことができるのか。</p>

<b>分類</b>	知的財産の管理
<b>質問内容</b>	Q53 市販のプログラムを学校間で貸し出すことができるのか。
<b>回答</b>	原則として、市販のプログラムを学校間で貸し出すことはできない。
<b>対策</b>	プログラム販売会社の許可を得ておく必要がある。
<b>解説</b>	<p>著作者は、その著作物とその複製物の貸与により公衆に提供する権利を専有する。かつて、貸レコード店が全国に急増し、自由にレコードの貸与を行っていたことにより、利用者がテープやCDに録音するために、レコードの売上が減少するという社会状況が生じ、著作者に貸与権を専有させる規定が定められた。このように、貸与権は著作者が専有するので、著作物を貸与するには通常著作者の許諾が必要となる。</p> <p>ただし、公表された著作物は、営利を目的とせず、かつ、その著作物の貸与を受ける者から料金を受けない場合には、その複製物の貸与を公衆に提供することができる。これは、図書館等の公共施設において、様々な視聴覚資料の貸し出しが行われており、このような公益性の必要から著作権を一定の限度で制限したものである。</p> <p>しかし、プログラムについては別個に考える必要がある。プログラムは通常CDROMなどに書き込まれた状態で販売されており、その内容を直接見ることはできない。したがって、市販されていても公表された著作物とはいえないから、やはり貸与するには著作者の許諾が必要である。なお、パッケージ・ソフトの場合、その一般的使用条件として、再使用許諾・貸与・譲渡・レンタルについて一般的に禁止されているのが通常である。その意味からも、貸し出しすることは通常できない。</p>
<b>関連法規</b>	著作権法26条の3，38条4項。
<b>事例・判例等</b>	
<b>関連するQ &amp; A</b>	<p>Q51 学校で購入したソフトウェアを職場の机上のパソコンと出張用のパソコンの両方にインストールしてもよいのか。</p> <p>Q52 学校で購入したソフトウェアを自宅に持ち帰って使用してもよいのか。</p>

<b>分類</b>	知的財産の管理
<b>質問内容</b>	Q54 学生の研究発表会において、発表を聞いていた民間企業の参加者から、「当該研究発表は、すでに他の企業から特許申請（取得）済みではないのか」との指摘があったときの対応はどのようにすればよいのか。
<b>回答</b>	<p>その場で直ちに特許済の内容と同一であると判断できるのであれば、すみやかに当該発表を中止し、直ちに判断できない場合は、発表後に特許済の内容と同一か否かを検討し、同一であることが判明したら、発表を取消す等の事後処置を行っておく。</p>
<b>対策</b>	<p>研究内容に関連ある技術内容については、事前に特許庁のホームページ等により、特許内容を調べておくとうい。</p>
<b>解説</b>	<p>特許権者は、業として特許発明の実施をする権利を専有する。ここで、業として実施するとは、個人的・家庭的な実施以外のものを指し、営利事業に限られないので、大学や学校の研究、授業等における実施も含まれる。なお、試験又は研究のためにする実施には特許権の効力が及ばないが、ここでいう試験又は研究のためとは、当該特許の特許性の調査、改良・発展を目的とする試験等に限定され、それを直接目的としない学生の研究は含まれないのが通常である。</p> <p>ところで、単に技術内容を発表するだけでは、特許法に定める特許の実施に該当しない。しかし、研究発表のために実験等がなされていれば、当該実験は、特許の実施になりうる。したがって、研究発表の内容が、本当に特許発明の内容と同一であるとすると、研究発表のために行った実験等は特許権侵害行為となる。</p> <p>ただし、特許権の内容は、特許出願願書に添付した特許請求の範囲に記載された、文言で示された内容であるのに対し、侵害対象となる実施行為は、具体的な技術内容である。したがって、両者が抵触するか否かは、必ずしも明確でない場合が多く、その抵触性については専門家の意見を聴いて慎重に判断する必要がある。</p> <p>結局、その場で直ちに特許済の内容と同一であると判断できるのであれば、すみやかに当該発表を中止し、直ちに判断できない場合は、発表後に特許済の内容と同一か否かを検討し、同一であることが判明したら、発表を取消す等の事後処置を行っておく必要がある。</p>
<b>関連法規</b>	<p>特許法 2 条 3 項、68 条、69 条 1 項。</p>
<b>事例・判例等</b>	
<b>関連する Q &amp; A</b>	



<b>分類</b>	知的財産の管理
<b>質問内容</b>	Q55 業者にソフトウェアの作成を委託した場合、委託者はそのソフトウェアを自由に複製することができるのか。
<b>回答</b>	ソフトウェアの著作権は、それを製作した業者にあるから、委託者はそのソフトウェアを自由に複製することはできない。
<b>対策</b>	委託者の方でソフトウェアを自由に複製できるようにするには、開発委託契約において、委託者が著作権の譲渡を受けておくか、受託者の許諾を得ておく必要がある。
<b>解説</b>	<p>著作者は、著作者人格権および著作権を享有する。したがって、著作物の複製権は、著作者が享有することになる。</p> <p>ところで、著作者とは著作物を創作するものをいうから、ソフトウェアの著作者はソフトウェアを実際に製作した者となる。そうすると、ソフトウェアを製作するのは、一般的には委託者ではなく受託者である業者であるから、ソフトウェアの著作権は、それを実際に製作した業者が享有するということになる。</p> <p>ただし、委託者でも単なる抽象的な企画を提案するだけでなく、具体的な製作に係わるような場合は、そのソフトウェアは共同著作物となる場合もある。その場合は、委託者も著作者となるわけであるが、共同著作権は、共有者全員の合意によらなければ行使できないから、いずれにしても、委託者とそのソフトウェアを自由に複製することはできないことになる。</p> <p>なお、ソフトウェア開発委託契約を締結する場合、その著作権が委託者、受託者のいずれに帰属するのか明確にする場合がある。通常は、実際に製作した業者が著作者として著作権を享有することになるが、特に、委託者に著作権が帰属すると取決める場合もある。</p>
<b>関連法規</b>	著作権法17条、2条1項2号、65条。
<b>事例・判例等</b>	
<b>関連するQ&amp;A</b>	

<b>分類</b>	ネットワーク等を利用した訓練の扱い
<b>質問内容</b>	Q56 授業において著作物を1つの教室だけで使用する場合と、通信衛星などを使って多くの会場で利用する場合とは違いがあるのか。
<b>回答</b>	通信衛星などを使って多くの会場で利用する場合は、公衆送信権が問題となる。
<b>対策</b>	通信衛星などを使って多くの会場で利用する場合は、著作者から別途公衆送信することの許諾を受けておく必要がある。
<b>解説</b>	<p>美術の著作物若しくは写真の著作物の原作品の所有者又はその同意を得た者は、これらの著作物をその原作品により公に展示することができる。したがって、正規に取得した絵画や写真を教室で示すことはできる。</p> <p>また、公表された著作物を、教師が、授業に使用する目的であれば、必要と認められる限度においてその著作物の複製ができる。したがって、授業で使用する目的で著作物のコピーをすることもできる。</p> <p>これに対し、著作物を、1つの教室だけではなく、通信衛星などを使って多くの会場で利用する場合は、さらに公衆送信権が問題となる。</p> <p>公衆送信とは、公衆によって直接受信されることを目的として無線通信又は有線電気通信の送信を行うことをいう。そして、特に公衆送信のうち、公衆によって同一の内容の送信が同時に受信されることを目的として行う無線通信の送信を放送という。したがって、1つの教室における授業風景を、通信衛星などを使って多くの会場に放送することは、まさに公衆送信行為といえる。</p> <p>ところで、著作者は、公衆送信権を専有する。また公衆送信される著作物を受信装置を用いて公に伝達する権利も専有する。</p> <p>したがって、著作物を1つの教室だけで使用する場合と、通信衛星などを使って多くの会場で利用する場合とは、公衆送信権が問題となるか否かという大きな相違がある。</p>
<b>関連法規</b>	著作権法2条1項7号の2、同項8号、23条、25条、35条。
<b>事例・判例等</b>	
<b>関連するQ &amp; A</b>	Q57 ネットワークを利用してソフトウェアを共有する場合に、著作者の許諾を得る必要があるか。

<b>分類</b>	ネットワーク等を利用した訓練の扱い
<b>質問内容</b>	Q57 ネットワークを利用してソフトウェアを共有する場合に、著作権者の許諾を得る必要があるのか。
<b>回答</b>	著作権者の許諾を得ておく必要がある。
<b>対策</b>	パッケージソフトの販売会社等に著作権の確認をして、許諾を得ておくが良い。
<b>解説</b>	<p>公衆によって直接受信されることを目的として無線通信又は有線電気通信の送信を行うことを「公衆送信」という。この公衆送信の規定は、平成8年に採択されたWIPO著作権条約を受けて、平成9年改正で加えられたものである。</p> <p>この公衆送信のうち、公衆からの求めに応じ自動的に行うものを「自動公衆送信」という。これは、インターネット上でアクセスすれば直ちに情報が送られてくるように、受け手からの指示だけで、個別的な人為的操作を要せず自動的に情報が送信されることをいう。</p> <p>この自動公衆送信に関して、公衆の用に供されている電気通信回線に接続している自動公衆送信装置の公衆送信用記録媒体に情報を記録して、自動公衆送信し得るようにすることを「送信可能化」という。すなわち、「送信可能化」とは、未だ公衆送信されていない状態であっても、コンピュータ・ネットワークに接続されたサーバーやメインコンピュータに情報を記録して、いつでもそのネットワークにアクセスして情報の送信を受けられる状態におくことをいう。</p> <p>ところで、著作権者は、その著作物について、送信可能化を含む公衆送信を行う権利を専有している。すなわち、著作権者は送信可能化権を専有しているのであり、著作権者でない者が送信可能化権を行使するには、著作権者の許諾が必要となる。</p> <p>ネットワークを利用してソフトウェアを共有するには、ネットワークに接続されたサーバーやメインコンピュータにソフトウェアプログラムをアップロードして、送信可能化にすることであるから、勝手に行うと、著作権者の送信可能化権を侵害することになる。</p>
<b>関連法規</b>	著作権法2条1項7号の2、同項9号の4、同項9号の5、23条。
<b>事例・判例等</b>	
<b>関連するQ&amp;A</b>	Q56 授業において著作物を1つの教室だけで使用する場合と、通信衛星などを使って多くの会場で利用する場合とは違いがあるのか。

